

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y1	要求水準書(案)	10	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	施設延床面積の想定面積欄に、(下回る場合マイナス3%以内)に収めること)とありますが、上回る場合は何%まで許容されるか、ご教示いただけませんかでしょうか。	上限についての規定はありませんが、要求している諸室等を勘案し妥当な規模をご提案ください。また、ご提案に当たっては整備コストや管理コスト(事業終了後も含め)を踏まえたご提案を期待します。
Y2	要求水準書(案)	10	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	各施設の想定面積欄に記載されている「程度」とは、上回る場合+何%まで、下回る場合-何%まで許容されるか、ご教示いただけませんかでしょうか。	特に制限は設けておりませんが、下限については要求を満たすための最低限の面積であると考えております。
Y3	要求水準書(案)	10	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	施設の想定延床面積として約7,000㎡、下回る場合マイナス3%以内)に収めること、とありますが、温水プール、休憩室等の各室についてもマイナス3%以内に収める必要がありますか。	Y2の回答をご参照ください。
Y4	要求水準書(案)	10	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	想定面積の規定に、「程度」と「約」の記載がありますが、同義と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y5	要求水準書(案)	11	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	「※施設提案が要求水準を上回ると市が判断した場合、面積の規程を必ずしも遵守する必要はない」と記載がありますが、この規定は各居室面積のみが対象と認識してよろしいでしょうか?延床面積についても上回った提案が可能なのでしょうか? また、各居室においてそれぞれ0㎡~0㎡という面積想定がなされておりますが、それらの幅を超えた(上下とも)提案も可能と認識してよろしいでしょうか?	Y1及びY2の回答をご参照ください。
Y6	要求水準書(案)	11	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	「※施設提案が要求水準内容を上回ると市が判断した場合、面積の規定を必ずしも遵守する必要はない。」とありますが、これは事実上、面積の上限枠(法的制限は除きます)が無いものと判断してよろしいでしょうか。	Y2の回答をご参照ください。
Y7	要求水準書(案)	11	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要 更衣室	2期以降整備事業にて整備された公園施設の利用者は、本施設の更衣室を利用しない前提で計画するとの理解で宜しいでしょうか。	ご提案に際しては、ご理解のとおりです。ただし、市民利便性を踏まえて、2期以降事業整備後において協議させていただくことはあります。
Y8	要求水準書(案)	11	2	1		表1 整備する施設の主な諸室概要	「※施設提案が要求水準内容を上回ると市が判断した場合、面積の規定を必ずしも遵守する必要はない。」とありますがこの規定は、施設延床面積に適用されるのでしょうか。それとも諸室面積に適用されるのでしょうか。面積が大きくなることで要求水準内容を下回ると判断されることは想定しにくい為、各グループの提案内容が分散し、審査基準が不明確となることを懸念します。	Y1及びY2の回答をご参照ください。
Y9	要求水準書(案)	11	2	2		表1 整備する施設の主な諸室概要	確認申請時の敷地面積は、「1期事業認可区域(2.6ha)」と考えて宜しいでしょうか。	第1期事業認可区域内で設定してください。
Y10	要求水準書(案)	12	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 形状及びレベル	基本となるレベルの数値が示されていますが、その数値を採用される意図をお教え下さい。	隣接する資源化センターの地盤高と整合性を図ったうえで、なぐわし公園基本計画において設定したものです。
Y11	要求水準書(案)	12	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 周辺水路	横断箇所の位置、幅員は提案可能でしょうか。また横断可能な重量の設定をお知らせ下さい。	基本は、別紙4で示した横断箇所でご提案下さい。ただし、メイン入口以外の箇所については来年度以降の工事になるため協議可能とします。なお、横断箇所の耐荷重はT-25を採用します。
Y12	要求水準書(案)	12	2	2		表2 敷地の概要	敷地概要の欄内に「・・・建築面積は公園全体も踏まえて計画する必要があります。・・・」とありますが、2期以降の整備にも建築物らしきものがあり、場合によっては本事業にも影響を与える可能性もあると考えられますので、用途と規模をご提示下さい。	現在計画している建築物の用途はトイレ、休憩所、倉庫等ですが、具体的な規格は定めておりませんので、建築面積は全体で800㎡を見込んでおいてください。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y13	要求水準書(案)	12	2	2		表3 敷地の状況とその整備について	周辺水路の欄内に「水路は市で整備し、水路と公園の境には管理用フェンスを設ける予定である。」とありますが、このフェンスの維持管理はPFIの業務範囲外で、貴市にて行われるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y14	要求水準書(案)	12	2	2		表3 敷地の状況とその整備について	整備に当たっての基本となるレベルは、TP16.0～TP16.5の範囲内とすること、とありますが、これは「設計地盤レベルをTP16.0～TP16.5で設定すること」との解釈でよろしいでしょうか。	なぐわし公園の地盤設定レベルとご理解下さい。施設計画においては設定レベルと同レベルである必要はなく、事業者で適宜設定することは可能です。
Y15	要求水準書(案)	12	2	2		表2 敷地の概要	都市公園施行令第6条第1号において建築面積が緩和される施設であるか否かの判断は、都市公園法を確認して行うということですが、事業の根幹に係る事項であり、法解釈を含むため、どの部分が緩和されない施設であるか貴市にて関係省庁とご確認頂き、結果を公表していただけないでしょうか。	温水利用型健康運動施設は、運動施設に該当するものとして考えており、緩和の対象としてご提案ください。なお、屋外トイレ、駐輪場及び四阿等は便益施設であり緩和の対象とはなりません。
Y16	要求水準書(案)	12	2	2		表2 敷地の概要	建築面積が制限されるとのことですが、延床面積に対する諸室面積比の建築面積が制限されるとの理解で宜しいでしょうか。	温水利用型健康運動施設は、運動施設に該当しますので、都市公園法における建築面積については面積比を勘案する必要はありません。
Y17	要求水準書(案)	12	2	2		表2 敷地の概要	本施設は一体として『温水利用型健康運動施設』として政令で定める「運動施設」に該当し、屋外トイレ・屋根付駐輪場は政令で定める「便益施設」に該当し、それぞれ許容建築面積の特例が適用されると考えますが宜しいでしょうか。	本施設は一体として運動施設に該当します。屋根付き駐輪場、屋外トイレ等については、特例の適用はありません。
Y18	要求水準書(案)	12	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 周辺水路	「本事業区域」は、周辺水路の管理用フェンスの内側（フェンスは含まない）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y19	要求水準書(案)	12	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 周辺水路	周辺水路の整備時期はいつごろでしょうか。工事計画、工期検討に必要ですので、具体的な整備時期を明確にお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に別紙4に添付します。
Y20	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について	埋蔵文化財の存在は～が、万が一確認された場合、費用及び工期等の見直しを行うとありますが、費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y21	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について	なお、土壌汚染が確認された場合は～、費用及び工期等の見直しを行うとありますが、費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工事等に起因するものは事業者の負担です。
Y22	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 地盤状況	地盤状況の確認後公園整備課にて閲覧した資料と異なった場合、費用及び工期等の見直しをおこなうものと考えて宜しいでしょうか。	実際の事業に当たっては事業者が調査確認したうえで実施していただくこととしますので、費用及び工期の見直しは行いません。
Y23	要求水準書(案)	13	2	2		基本条件（敷地概要など）	「表3」の中の「土壌」欄について土壌汚染が確認された場合の対策にかかる費用は貴市にご負担いただくことでよろしいでしょうか。実施方針添付のリスク分担表では市のリスク負担となっていることに関連で質問させていただきます。	Y21の回答をご参照ください。
Y24	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について	埋蔵文化財と土壌の欄内に「・・・確認された場合は・・・費用及び工期等の見直しを行う。」とありますが、これは、増加した費用は貴市にて負担されるものと考えてよろしいでしょうか。	Y20及びY21の回答をご参照ください。
Y25	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 特別高圧送電線	「詳細は電源開発株式会社へ確認すること」とありますが、提案書作成に当たり所轄官庁に確認を行っても宜しいでしょうか。以下、本文中の所轄官庁へ確認する文言についても同様に考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)の一部修正等を行います。なお、入札公告時に示す要求水準書で示していない内容で提案書作成に必要な事項については関係機関にお問い合わせください。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y26	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 土壌	「定められた方法により撤去等対策を行う」とありますが、土壌汚染調査及び土壌汚染の対策は、土壌汚染法に従って事業者が提案する方法にて行うとの理解で宜しいでしょうか。貴市にて別途手続きを定めていましたらお示しただけないでしょうか。	入札公告時に要求水準書に土壌汚染調査の具体的方法等を示します。なお、現在、土壌汚染対策法に準じ、30mメッシュで第1種、第2種、第3種の調査を実施していただくことを想定しております。
Y27	要求水準書(案)	13	2	2		表3 敷地の状況とその整備について 地盤状況	閲覧資料による地盤条件と事業者の確認した地盤条件に差異があり、工事費が増加した場合、その費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	Y22の回答をご参照ください。
Y28	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	各種インフラに係る引込み負担金は、市の負担との理解で宜しいでしょうか。	引き込みに係る負担金については事業者の負担とします。ただし、水道についてはY29の回答のとおりです。
Y29	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 上水道	取出しを必要として協議した場合、50φ以上の取り出しは可能と考えてよろしいでしょうか。	市としては、極力節水等に配慮した提案を期待しますが、φ75の取り出しが必要な場合は、取り出し可能な水道管を市の負担で敷地周辺まで敷設します。なお、取り出しは事業者の負担とします。
Y30	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道(汚水)	河川放流の放流先は小畔川でよろしいでしょうか。	事業用地に沿接している水路に放流することとなります。
Y31	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道(雨水)	管の切り直し等が必要になった場合の費用負担は、どのように考えればよろしいでしょうか。	本事業区域外でやむを得ない理由で配管の切り直しが必要になった場合は、市が費用負担します。
Y32	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道(汚水)	下水道(汚水) 河川放流の際の水質基準をお知らせ下さい。	水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例等の法規制をご確認ください。
Y33	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	下水道の欄内に「・・・1日あたり最大80tの流出制限がある・・・」とありますが、この80tは本事業のみの値と判断してよろしいでしょうか。それとも、公園全体の場合でしょうか。2期以降の整備にもクラブハウスらしき建築物等がありますか？	本事業のみの値とご理解ください。
Y34	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	記載のインフラは、工事着手前に全て整備されているとの理解で宜しいでしょうか。インフラの未整備による事業の遅延、事業費の増大は貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	現状のインフラ状況を示したものであります。リスクについて市の責めに起因するものであるか否か、個々に判断する必要がありますと考えております。
Y35	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 上水道	「それ以上の取出しが必要な場合は、市と協議のこと」とありますが、それ以上の取出しが必要となる可能性が高いと想定されます。入札前に確認することは可能でしょうか。又、増設に伴う費用は貴市にて負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	Y29の回答をご参照ください。
Y36	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道	資源化センター内汚水貯留槽への圧送配管の取合い点は1期事業認可区域の敷地境界線付近と考えて宜しいでしょうか。	別紙3に明示してある汚水貯留槽まで圧送してください。
Y37	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道(汚水)	下水道(汚水)の80tを超える分については周辺水路へ放流でよろしいでしょうか。また、放流水質をお示しいただけないでしょうか。	Y30、Y32の回答をご参照ください。
Y38	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道	本敷地のインフラ条件においては、プール排水・浴槽水排水は、汚水と区別(浄化槽と別系統と)し雨水放流とする必要があると考えますが、宜しいでしょうか。	事業用地に沿接している水路に放流することとなります。なお、Y30、Y32の回答をご参照ください。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y39	要求水準書(案)	14	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 下水道	雨水を暫定調整池へ導水する配管について事業者が管理するとありますが、本事業区域外であり、2期以降整備事業の影響が大きく事業者による管理は困難と想定されます。貴市の管理としていただけないでしょうか。	基本は要求水準書のとおりです。ただし、2期事業の際は協議することとします。
Y40	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	高温水の供給条件は、余熱引込設備の余熱受入ヘッダー部分での供給条件との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、供給条件に誤差が出た場合については、5GJ以内を利用することは可能とします。
Y41	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	復水温度が80℃となっていますが、これを下回った場合は、モニタリングの減額対象になるのでしょうか。	5GJ以内の利用であれば、復水温度が80°を下回った場合でも減額の対象とはしません。
Y42	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	取合い点の温度測定を行うための機械は、市が設置し、運営・維持管理期間中の保守点検、修繕更新費も市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者で使用熱量を確認できるよう温度計及びカロリーメーターを取付けてください。なお、現在、取合い点での温度測定を行う予定はありません。
Y43	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	資源化センターの定期点検等による停止期間が16日間を超え、17日間以上になった場合、それに伴う水光熱費(というよりは熱費のみか?)の増加費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	市と協議のうえ、運営に際し必要とする適正な範囲であれば市の負担とします。
Y44	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 余熱	年間16日間以内の高温水供給の停止は、連続しておこなわれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y45	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について	余熱の欄内に「高温水供給の停止期間は、年間16日間以内の予定である。供給停止期間が、これを著しく超えた場合は市と協議するものとする。」ありますが、これは16日を超えた部分の代替設備運転費用(水光熱費含む)を貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。又、ごみ質の低下やごみ量不足より熱量が不足した場合も同様と考えてよろしいでしょうか。	前段についてはY43の回答をご参照ください。また、ごみ質等の低下により熱量が不足した場合については、資源化センターでの発電量を調整する等して、本施設で5GJの利用を確保できるようにする予定です。
Y46	要求水準書(案)	15	2	2		表4 周辺インフラ状況とその整備について 余熱	「高温水供給の停止期間は、年間約16日間以内の予定である。供給停止期間が、これを著しく超えた場合は市と協議するものとする」とありますが、実施方針にてご提示いただいたリスク分担表に基づき、高温水供給停止時の温水ボイラー等の燃料費は、停止期間に関らず貴市にて負担していただけないでしょうか。	資源化センターの定期点検等による高温水供給の停止期間中(年間約16日間を予定)に、事業者の判断においてボイラーを使用し施設を運営する場合、その燃料費は事業者の負担(サービス購入料対象)とします。高温水供給の停止期間が16日間を超え17日間以上になった場合、それに伴う燃料費の増加費用は市が負担します。また、同様に、市の事由により高温水の供給が停止した場合もボイラーの燃料費は市の負担とします。
Y47	要求水準書(案)	16	2	3	1	共通事項	「VOC等の各種測定結果の確認及び完工確認等を行う」とありますが、VOCの測定結果以外で貴市が測定結果を求めることを想定している事項があれば具体的にお示し下さい。	音や照度等、要求水準書で基準を提示している事項は全て測定対象となります。
Y48	要求水準書(案)	18	2	3		表5 周辺環境配慮	「条例に規定された緑化を行う」の条例とは「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」との理解でよろしいでしょうか。貴市で想定している条例等がありましたらお示し願います。	ご理解のとおりです。
Y49	要求水準書(案)	18	2	3		表5 周辺環境配慮	周辺農地に対し、貴市が具体的に想定している光害があればお示し下さい。	照明により農作物の生育状況が悪くなることを想定しております。
Y50	要求水準書(案)	18	2	3		表5 周辺環境配慮	周辺農地とありますが、周辺とはどの範囲を指すか具体的に お示し下さい。	合理的に影響が出ると想定できる範囲です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y51	表5 施設計画の要求水準	19	2	3	表5 対火災・対浸水	防災備蓄庫について指定されている等級では、 ・耐火Ⅱ類＝防火戸2重化 ・対浸水Ⅱ類＝浸水時の排水槽の設置 等が必要になり、通常の防災備蓄庫と比較しても過剰なスペックと思われる。本施設の用途・機能から考え、防災備蓄庫を含む施設全体として等級を耐火Ⅳ類・対浸水Ⅲ類としていただけないでしょうか。	防災備蓄庫の性能基準について、耐火に関しては要求水準書に記載の通りとします。対浸水に関してはY52の回答のとおりとします。	
Y52	表5 施設計画の要求水準	19	2	3	表5 対浸水	実施方針書の質疑回答J1では、本施設にて想定している災害は主に地震を想定しているとのことですが、防災備蓄庫について対浸水＝Ⅱ類となっており、大規模な水害に対する対応が必要となります。浸水深の設定はいくつとすればよいかお示しください。設定によっては1階に防災備蓄庫を配置することが困難となり、地震災害時の防災備蓄庫の使い勝手が悪くなることも懸念されます。	対浸水の基準に関しては、施設全体として「官庁施設の基本的性能基準」を適用しないことへ変更します。対浸水対策については地下室を設ける場合等提案内容によって必要な対策が異なってきますので、事業者でご提案して下さい。	
Y53	表5 施設計画の要求水準	19	2	3	表5 対火災	火災時の避難安全確保＝Ⅰ類となっており、階段に車いす使用者の一時待機スペース設置が必要となる等、同様の施設と比較しても様々な対応が必要となります。P.22の「ユニバーサルデザイン」にて「誘導的基準を満たす」となっているため不特定多数の円滑な利用は担保されていることから、本施設の規模をご考慮いただいて、等級をⅡとしていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。「官庁施設の基本的性能基準」で求められている性能基準においては、火災時の避難安全確保とユニバーサルデザインの主旨は違うものと考えております。火災時の避難安全確保Ⅰ類の基準における一時待機スペース設置場所については、必ずしも階段に設ける必要は無いと理解しております。設置場所については事業者でご提案下さい。	
Y54	要求水準書(案)	19	3	1	表5 施設計画の要求水準	対浸水の欄内に「集中豪雨対策として、1階出入口には高さ50cm程度の防潮板を設置すること」ありますが、これは、地下室を設ける設けられない係わらず適用されるとの考えでよろしいでしょうか。	Y52の回答をご参照ください。	
Y55	表5 施設計画の要求水準	20	2	3	表5 耐風	防災備蓄庫他についてⅡ類となっておりますが、一部の室のみ耐風性能を上げるということは考えにくく、施設全体としてⅢ類としていただけないでしょうか。	構造体の耐風性能は施設全体としてⅢ類へと変更します。	
Y56	要求水準書(案)	20	2	3	表5 機能維持性	「災害時に活動支援室となる設備関係諸室」とありますが、本要求水準書案にて該当する諸室をご教示願います。	自家発電設備や耐震性貯水槽等、防災施設として要求している機能を発揮するために必要な設備のある室とお考え下さい。	
Y57	要求水準書(案)	26	2	3	表5 更新性	「本公園の整備状況の変化に対応可能なもの」とありますが、本公園の整備状況については、提案時点では予見不可能な事項が多々あり、事業者への要求は過度であると思料します。本要求についての趣旨及び事業者が提案すべき要求事項を具体的にお示し頂けないでしょうか。	更新性に優れた提案をお願いするものです。なお、設備系統は上水、下水(汚水)、電気は本事業と別系統とする予定です。	
Y58	要求水準書(案)	27	2	3	ア 配置計画・動線計画	「雨天時に雨にぬれずに・・・」とありますが、送迎バスの乗降者がぬれずに施設に出入りできるとの理解でよろしいでしょうか。	送迎バス等の車両の施設の寄り付き等についての配慮をお願いします。	
Y59	要求水準書(案)	27	2	3	ア 配置計画・動線計画	「将来整備される公園との整合を図るため、セキュリティーへの十分な配慮を行うことを・・・」とありますが、本提案を行うにあたり、貴市の考えとの齟齬を生じさせないためにも公園全体のセキュリティー計画について具体的にお示し頂けないでしょうか。	誰もが通過できる動線を想定しておりますので、そのセキュリティー等の配慮についてご提案ください。	
Y60	要求水準書(案)	27	2	3	ア 配置計画・動線計画	「将来整備されるなぐわし公園の動線計画を踏まえた計画とすること」とありますが、貴市の考えとの齟齬を生じさせないためにもなぐわし公園の動線計画の詳細をお示し頂けないでしょうか。事業者になぐわし公園の全体の動線計画を想定するのは困難と考えます。	なぐわし公園基本計画を貸与資料としますので、動線計画を想定するうえで参考にしてください。なお、貸与にあたっては事前にご連絡ください。	
Y61	要求水準書(案)	27	2	3	ア 配置計画・動線計画	「駐車場北側に環境学習広場を設けること」とありますが、本施設、駐車場、第2期以降整備事業に整備される芝生広場との動線やつながりに配慮するため、環境学習広場の配置については事業者提案として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y62	要求水準書(案)	27	2	3	2	イ 公園整備事業全体との 整合性	本事業と第2期以降事業との関連が本項のみならず随所に記載されていますが、審査の対象はあくまでも本事業（第1期）区域内での提案であり、第2期以降との整合については、落札者決定後、貴市の整備方針、スケジュール等が固まった時点で事業者と別途協議（業務内容・費用）のもと進められていくのとの理解でよろしいでしょうか。 （理由） 第2期以降事業の詳細な実施内容・時期が不確定なまま、事業者に提案を求めることは事業者間においても提案にかなりのばらつきが生じるとともに、入札コストの定量化も図れず、審査を困難なものにすると思われます。	本施設がなぐわし公園の施設である趣旨をご理解のうえ、ご提案をいただきたいと思いますと考えております。なお、審査の基準等の詳細は後日公表します評価基準を参考にしてください。
Y63	要求水準書(案)	27	2	3	2	イ 公園整備事業全体との 整合性	本項をはじめ要求水準書案において2期以降の事業との関連性が随所に求められておりますが、実施方針回答JT62には「2期以降の事業計画は確定していないため、あくまでも本事業で完結させた事業提案を行ってください」との記載のとおり要求事項については本事業で完結可能な事項に限定いただけないでしょうか。事業費の増大も思料されるためご検討のほどお願いいたします。	Y62の回答をご参照ください。
Y64	要求水準書(案)	28	2	3	2	公園整備事業全体（2期以降整備事業）との 整合性	本事業計画との一体感を図る提案を求める本事業区域に接するエリアとは、本事業区域の境界線よりどの程度と考えれば宜しいでしょうか。	本事業区域の設定を事業者による任意としていることから、本事業区域外でなぐわし公園基本計画図とずれが生じてくる部分の調整を事業者から提案して下さい。事業者の提案により異なりますので、特に境界線からの距離の設定はありません。
Y65	要求水準書(案)	28	2	3	2	公園整備事業全体（2期以降整備事業）との 整合性	本事業以外の2期以降事業区域に関する提案を求められていますが、その提案についても評価の対象となるのでしょうか、また提案とは具体的な図示による提案と考えるのでしょうか。	Y62の回答をご参照ください。後段については、基本計画図の微修正を想定しております。
Y66	要求水準書(案)	28	2	3	3	温水利用型健康運動施設 設計画 ア.設計基本方針 （ア）	施設内に設けるゲートとしての通過動線については、完全な屋内ではない半屋外（例えば庇状の屋根のみで壁やサッシに囲まれていない）空間を想定しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y67	要求水準書(案)	28	2	3	3	ア 設計基本方針 ゲートの機能	「公園利用者にとって、ゲートの機能を持つ施設」とありますが、貴市が想定しているゲートの機能の具体的なイメージをご教示下さい。	設計基本方針にある通りです。イメージを具体的に提示することは提案の自由度を奪うことになりしますので、事業者の発想でご提案をお願いします。
Y68	要求水準書(案)	28	2	3	3	ア 設計基本方針 公園管理機能	「本施設は、なぐわし公園の管理機能を備え」とありますが、貴市が想定している具体的な管理機能の主旨をご教示下さい。	公園全体が供用開始したあかつきには、公園全体の管理も行うことも可能な施設を想定しております。ただし、2期以降の管理については今回の事業においては求めておりません。
Y69	要求水準書(案)	28	2	3	3	ア 設計基本方針 公園管理機能	「本施設は、なぐわし公園の管理機能を備え」とありますが、公園全体の管理は本事業の範囲外との認識で宜しいでしょうか。その際、公園管理機能として本施設を他の事業者が利用することはないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y70	要求水準書(案)	29	2	3	3	表6 共通事項 温水プールと温浴施設の 動線について	表中着替えることなく移動できる動線を確保、とありますが温浴施設の利用に当たって水着の着用が前提でしょうか。もしくは、無着衣の状態での利用が前提となるのでしょうか。	「着替えることなく」という表現は、プールと浴室間を移動する際に「一度服に着替える必要がなく」という意味合いです。温浴施設では水着着用は想定しておりません。
Y71	要求水準書(案)	29	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設 設計画の要求事項 共通事項（想定用途）	「賑わいの創出が図れること」とありますが、貴市が想定している「賑わい」の具体的なイメージについてご教示願います。	本施設の趣旨や立地にふさわしいと考えられる賑わいの創出について、優れたご提案をお願いします。
Y72	要求水準書(案)	30	2	3	3	表6 共通事項（施設配置計画・ 導線計画）	「料金区分の違いによる利用区分の導線をゲート機器等を設置することで利便性を図る」とありますが、ゲート機器設置以外に利便性を図れる方法がある場合、ゲート設置を行わないことは可能でしょうか。	運営方法にも関連してきますので、施設利用及び管理上の利便性が図られるご提案をお願いします。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y73	要求水準書(案)	30	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 (動線計画)	利用者の利便性が図れば、料金区分の違いによる利用区分の動線及び利用者区分の識別は事業者の提案によるものとし、必ずしもゲート機器等を設置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	Y72をご参照ください。
Y74	要求水準書(案)	33	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	25mプールについて、「3コース以上については、水深の調整(0.6m~1.2m程度)が可能なものとする。」とありますが、これは「可動床」の設置ではなく、「プールフロア」の設置等により対応することでも良いとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の運営方法等を踏まえたご提案によります。
Y75	要求水準書(案)	33	2	3	3	表6 温水プール 25mプール	25mプールにおいて、車椅子の方が利用することを想定されていますか。	想定しております。
Y76	要求水準書(案)	33	2	3	3	表6 温水プール付属施設 機械室・電気室	ろ過機械室はメンテナンスが容易に行えれば、必ずしもウェット並びにドライ両ゾーンに接して設ける必要はないと解釈しても宜しいでしょうか。	管理上の利便性が図られたご提案であることを前提にすれば、ご理解のとおりです。
Y77	要求水準書(案)	33	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 温水プール 25mプール	「水深の調整(0.6m~1.2m)が可能なものとする」とありますが、置き敷きのプールフロア等により0.6m~1.2mの範囲の何れかに調整できる提案であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	Y74をご参照ください。
Y78	要求水準書(案)	33	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 温水プール	25mプール・幼児用プールに「水温設定できるようにすること。」とありますが、冷却設備は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご提案によります。
Y79	要求水準書(案)	33	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 温水プール 25mプール	25mプールの水温設定の目安をお示しただけないでしょうか。	27℃~30℃ですが、運営状況、使用状況により変更できるように考えております。
Y80	要求水準書(案)	34	2	3	3	表6 温水プール付属所室 (採暖室)	適正な温度設定とは具体的に何℃程度とお考えでしょうか。	ご提案によります。
Y81	要求水準書(案)	35	2	3	3	表6 温水プール付属所室 (自動洗浄用シャワー)	「センサー付き強制シャワーの設置」とありますが、ランニングコスト低減のため手動シャワー設置に変更することは可能でしょうか。	「人感センサー付き」については削除します。
Y82	要求水準書(案)	35 他	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	トイレ・洗眼設備・シャワー室等の欄内に「・・・利用者数の想定に応じ必要な数を算定すること」とありますが、当施設は貴市の中心市街地より離れており現時点で利用者数を想定することは非常に困難です。是非、貴市にて当施設規模を計画した際に根拠とした利用者数をご提示ください。	市が想定する人数はお示しする予定ですが、設置数は事業者の想定人数において整備していただきたいと考えております。
Y83	要求水準書(案)	37	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 トレーニング室	トレーニング器具40台の内容は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	40台以上の内容については、ご理解のとおりです。
Y84	要求水準書(案)	37	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 トレーニング室 控室等	インストラクター等の控えのスペースが確保されていれば、特別な諸室を設けなくても良いという理解で宜しいでしょうか。	事業者の運営方法により必要な諸室は異なってきますので、事業者の提案とします。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y85	要求水準書(案)	38	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 アリーナ部	本施設外部からのアクセスが容易にできるように考慮することに対する目的をお知らせ下さい。	災害時に物資の搬入等を可能にするためです。
Y86	要求水準書(案)	38	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 アリーナ部	集会等に必要な備品等も用意するとありますが、後日提示される別紙8の備品リストにて示されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y87	要求水準書(案)	39	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	温浴施設について、プール利用者等が着替えをしないで、直接温浴施設へ行くことができる動線を確保することとありますが、温浴施設は水着を着用せずに利用する施設であるとの理解でよろしいでしょうか。	Y70の回答をご参照ください。
Y88	要求水準書(案)	39	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 アリーナ部	集会等の多目的利用、音響、照明等の調整ができるようにするとありますが、カラオケを含む音楽鑑賞、演劇、落語会、映画鑑賞、古典芸能、舞踊全般は想定しないものとし、NC値の想定は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	主たる用途としては体育室として設定しております。集会施設としての機能については、多目的利用に関する付加価値であると考えております。
Y89	要求水準書(案)	39	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 温浴施設	外部からの視線配慮とありますが、外部からの視線を配慮する上での資料(隣地の新清掃センター等)の提示はございますか。	資源化センター熱回収施設等の立面図は閲覧可能にします。なお、閲覧方法等については、入札公告時にお示しします。
Y90	要求水準書(案)	39	2	3	6	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 多目的ホール	ステージの吊物は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご提案によります。Y39の回答をご参照ください。
Y91	要求水準書(案)	42	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 会議室	ダンスの種類によっては天井高、鏡の設置や、手すり等も考慮し、本格的な練習ができることを目指す室と考えるのでしょうか。	主たる用途としては会議室として設定しております。したがって、本格的な練習等は想定しておりません。具体的な内容はご提案によると考えております。
Y92	要求水準書(案)	42	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 会議室	想定される用途のうち最大の騒音レベルはどの程度とお考えでしょうか。	会議室の音環境については、要求水準書(案)22ページをご参照ください。
Y93	要求水準書(案)	42	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 会議室	会議室で行うダンスに社交ダンスは含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご提案によりますが、市では社交ダンスの想定はしておりません。
Y94	要求水準書(案)	43	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 防災備蓄庫	外部と直接連絡を取り合う為の開口部とは、どのようなものをお考えでしょうか。	外部と視覚的な連絡が可能な窓を想定しております。
Y95	要求水準書(案)	43	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 防災備蓄庫	プラットフォームを設置するとありますが、災害時に必ずしも大型車が進入できるか不確定であり、汎用性を考慮すると段差を設けない考え方も可能かと思われませんがいかがでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。ただし、別途にプラットフォームを設けない入口についても設置するご提案は可能です。
Y96	要求水準書(案)	43	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 更衣室	「障がい用の多目的更衣室は、施設の様々な利用形態に配慮」とありますが、様々な利用形態が指すものを具体的にお示し願います。	プール、体育館、トレーニング室等の利用です。
Y97	要求水準書(案)	44	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項 食堂	将来の需要を踏まえ特にフレキシビリティを考慮とは、客席数に対する考慮と考えてよろしいでしょうか。	客席数を含め、業態等の変更等にも柔軟に対応できるように考慮していただきたいという趣旨です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y98	要求水準書(案)	45	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	更衣室の欄内に「ドライヤー等、必要な備品を設置する」とありますが、この必要な備品はリストにてご提示いただけるのでしょうか。又、これらの備品（消耗品的なものもありますが）の更新も維持管理業務に含まれるのでしょうか。	市で想定した備品リストは参考としてご提示する予定ですが、実際に必要となる備品については運営状況を踏まえて、ご提案ください。また、更新も業務に含まれます。
Y99	要求水準書(案)	46	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 共用施設	本項に限らず、随所に「イベント等を考慮し」との記載がありますが、貴市が現時点で想定しているイベントについて規模・内容等含め具体的にご教示願います。	現在、地元の農産物直売会等を想定しております。
Y100	要求水準書(案)	46	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 共用施設	スライド型展示パネルの仕様について、詳細をお示しください。	天井吊型可動式展示パネル（格納式）です。
Y101	要求水準書(案)	46	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 共用施設	自動販売機コーナーの設置については、利用者の利便性の向上を図ることが目的であると考えられますので、設置料・光熱費については無償との理解でよろしいでしょうか。	自動販売機の設置料は有償とします。自動販売機にかかる光熱費は事業者負担とします。
Y102	要求水準書(案)	47	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設計画の要求事項	エントランスホールについて、大型モニターを設置することありますが、ここで言う大型モニターは60ページ表9の場内案内設備に記載の「館内表示用42型以上のディスプレイ」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y103	要求水準書(案)	47	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 共用施設	イベント、各種教室の利用状況を把握できる施設は大型モニターによらない方法も考えられますが、事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、要求以上の提案を行うことについては可能です。
Y104	要求水準書(案)	47	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 共用施設	本施設は低層の建物と想定されますが、最近の公共施設の事例を見ても、地球環境に配慮して、2台あるエレベーターの内、1台を運転停止している事例も散見されます。上層階にどのような施設を配置するかによってもエレベーターの台数は変わってくるかと思われれますので、台数は事業者提案として頂けないでしょうか。	2台以上設置してください。
Y105	要求水準書(案)	48	2	3	3	表6 温水利用型健康運動施設の要求事項 管理施設	救護室は温水プールに設置する監視室・救護室と兼用でも宜しいでしょうか。	ご提案により、兼用は可能です。
Y106	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「資源化センターの外構を考慮した計画とすること。」とありますが、資源化センターの建設に関する仕様等は、事前に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。なお、公表に際しては、早期の公表を希望致します。	閲覧可能にします。ただし、資源化センターの最終外構工事の契約締結後になります。なお、閲覧方法等については、入札公告時に示します。
Y107	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	シャトルバスの停留所及びマイクロバスによる送迎バスの停留所の設置を求めています。ここで言うシャトルバスとは、具体的に何を指すかご教示いただけませんか。（事業範囲として、送迎バス以外にシャトルバスの運営も含まれるのでしょうか。）	市内循環バス「川越シャトル」のことです。運営は事業の範囲外です。
Y108	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	全般 資源化センターの外構を考慮した計画をする上で資源化センターの外構計画はご提示頂けますか。	Y106の回答をご参照ください。
Y109	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	全般の欄内に「シャトルバスの停留所を設置すること」とありますが、これは事業者の行う送迎バスとは異なるものと考えますが、運営企業名並びに機材の種類・仕様や必要な停留スペース等具体的にご提示ください。	市内循環バス「川越シャトル」のことです。運営企業名は、西武バス株式会社川越営業所、東武バスウエスト株式会社川越営業所 現在運行しているバスは、日野ポンチョロング、日野リエッセですので、これらのバスが駐車できるスペース及び旋回を考慮してください。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y110	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	全般の欄内に「マイクロバスによる送迎バスの停留所を設置すること」とありますが、これは事業者の行うものと考えます。一方で115ページの送迎バス運営業務に要求水準には「送迎バスの車種は事業者の提案による」とありますがマイクロバス程度で構わないと考えてよろしいでしょうか、又車種選定の根拠となります当バス利用者予測量などを試算された資料のご提示を合わせてお願い致します。	送迎バスの車種は事業者のご提案としておりますので、マイクロバスでもその他のバスでも構いません。バスの利用者予測は市では実施しておりませんので、事業者において需要予測し、必要な規模のバスを運行してください。
Y111	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「資源化センターの外構を考慮した計画とすること。」とありますが、資源化センター外構計画の資料を公表していただけないでしょうか。	Y106の回答をご参照ください。
Y112	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「敷地全体の排水系統との関連に留意」とありますが、敷地全体が公園全体を意図しているのであれば、公園計画における排水系統の資料をお示し願います。	ここでは、本事業区域内のみです。
Y113	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	停留所設置に伴う行政への申請手続き等があればご教示願います。	シャトルバスの停留所は市で設置しますので、スペース等を確保してください。
Y114	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「深夜に自動車や自動二輪車が進入できないように考慮する」とありますが、歩行者・自転車等は24時間立ち入り可能という想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
Y115	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「深夜に自動車や自動二輪車が進入できないように考慮する」とありますが、門扉の有無、閉鎖時間、警備の対象範囲について貴市のお考えをお示しただけないでしょうか。	暴走族、不審車両等が侵入することを阻止するためのものでありますので、それに対応した施設整備を行ってください。また、夜間管理の方法についてはY188の回答をご参照ください。
Y116	要求水準書(案)	49	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「深夜に自動車や自動二輪車が進入できないように考慮する」とありますが、本事業区域内について検討、提案するという理解で宜しいでしょうか。その際、本事業区域内と公園事業区域の管理区分について、どのように行うのでしょうか。	Y115の回答をご参照ください。
Y117	要求水準書(案)	50	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	地域の風土とありますが、貴市が想定している地域の範囲をご教示下さい。	名細出張所の管内を想定しております。
Y118	要求水準書(案)	50	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	「臨時のイベントのテント等の設置スペースを確保」とありますが、臨時のイベントにかかわる業務は本事業の対象外との理解でよろでしょうか。	基本的には、事業者が行わなければならない業務はありませんが、施設の管理者として市及び利用者等との打ち合わせ等は発生すると考えられます。
Y119	要求水準書(案)	50	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 エントランス広場	「臨時のイベントのテント等の設置スペースを確保」とありますが、必要面積の想定についてお示し頂けないでしょうか。またテント設置用のアンカー等は必要との理解で宜しいでしょうか。	1.5間×2間のテントを10張程度分を想定してください。また、アンカー等の設置も考慮願います。
Y120	要求水準書(案)	50	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 環境学習広場	「目的に沿ったサイン等を適宜配置する」とありますが、事業者が「地域の動植物及び湧水等の自然環境及び余熱利用施設概要等」について提案することの困難さも感じます。サイン等の内容・設置箇所数・仕様については貴市にてご指示いただけないでしょうか。	サインの箇所、数量、仕様等についてはご提案とし、記載内容の詳細については市と協議することとします。
Y121	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	駐車場に関して、これは平置き、機械式どちらでも可であるとの理解で宜しいでしょうか。	基本は平置きを想定しておりますが、事業者のご提案とします。
Y122	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項	駐輪場に関して、これは平置き、機械式どちらでも可であるとの理解で宜しいでしょうか。	基本は平置きを想定しておりますが、事業者のご提案とします。
Y123	要求水準書(案)	55	2	3	6	ア 全体サイン計画	外国人対応として、何ヶ国語の表記をお求めになっているのか、当該言語名(日本語、英語等)も含めてご教示いただけませんかでしょうか。	ピクトグラム、国際シンボルマーク等を活用した外国の方でも判り易い表示を想定しております。また、主たる箇所の表示は日本語(ローマ字含む)、英語等を想定しております。
Y124	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 環境学習広場	臨時駐車場までの通路の位置等は駐車場より最短にて至る経路と考え、その整備は本事業の境界線までと考えますが宜しいでしょうか。	必ずしも最短である必要はありませんが、整備範囲はご理解のとおりです。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y125	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 環境学習広場	「緊急車両等が通行できる整備形態」とありますが、緊急車両はどこからどこへ通行する想定でしょうか。	本施設の駐車場から、芝生広場を囲む園路等までです。
Y126	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 駐車場	「本公園の駐車場として180台以上設置すること」とありますが、本施設利用者専用の駐車場を設定することは可能でしょうか。	なぐわし公園の駐車場として考えておりますので、専用駐車場とすることは不可能です。
Y127	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 駐車場	車にて来場する利用者が事業者の設置した駐車台数の想定を上回った場合、貴市との協議の上、2期工事以降で想定している臨時駐車場のスペース等の活用は可能との理解でよろしいでしょうか。	臨時駐車場の整備後については、利用状況等を踏まえた協議により利用することについて可能とする予定です。整備前については、暫定整備の必要性等の協議に応じる予定ですが、その際には、利用者は施設利用者のみとなるため、費用等(川越市土地開発公社からの借地料、造成費等)については事業者負担となります。
Y128	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 駐車場	「大型バスの2台分の駐車スペース・・・」とありますが、大型バスはどのような形での利用をご想定でしょうか(県大会、観光客etc)。	遠足、観光等、様々な利用の可能性を考慮しているのですが、日常は普通乗用車等のスペースとして利用可能です。
Y129	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 駐輪場	駐輪場の配置位置について建物に対して西側・東側の指定はありますか。	特に指定はありません。利用者の利便性等を考慮してご提案ください。
Y130	要求水準書(案)	51	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 駐輪場	駐輪場について、平置き又は2段式などの構造の指定はございますでしょうか。	基本は平置きを想定しておりますが、事業者のご提案とします。
Y131	要求水準書(案)	52	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 消防水利	関係機関との協議は、本提案をおこなう参加者が、提案書提出までに適宜行って宜しいのでしょうか。	入札公告時に要求水準書等において条件等を示します。
Y132	要求水準書(案)	52	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 園路等	本事業における2期以降事業区域に行く動線の確保とは、2期以降事業区域との境界線までのことであり、境界線を越えた範囲での動線の整備ではないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y133	要求水準書(案)	52	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 園路等	本事業における2期以降事業区域に行く動線の確保とは、メンテナンス上の動線の確保で仮設通路と考えて宜しいでしょうか。また、緊急車両が入ることができるルートと同一でも宜しいのでしょうか。	仮設通路ではありません。2期以降事業区域へ車両通行可能な構造として下さい。後段については、ご理解のとおりです。
Y134	要求水準書(案)	52	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 園路等	2期以降事業区域の市道0089号線をはさんだエリアと接続される予定の歩道橋は、本施設と接続する必要はないと考えて宜しいでしょうか。本施設との接続を前提とした場合、フロントから離れた位置に入口を設けるため、施設の防犯性、管理上の問題が懸念されます。	ご理解のとおりです。ただし、歩道橋の設置位置等については、ご提案を求めます。
Y135	要求水準書(案)	52	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 園路等	想定している歩道橋の規模及び公園基本計画内で想定した必要スペースについてご教示下さい。	基本計画では、詳細な設定等は行っておりませんが、歩行者専用の歩道橋であります。
Y136	要求水準書(案)	52	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 消防水利	基準水利となる仕様・必要有効水量等について、応募者が個別に関係機関に問い合わせるのではなく、貴市にて条件としてお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に要求水準書等において条件等を示します。
Y137	要求水準書(案)	54	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 ゴミ集積庫	関係各課との協議は、本提案をおこなう参加者が、提案書提出までに適宜行って宜しいのでしょうか。	入札公告時に要求水準書等において条件等を示します。
Y138	要求水準書(案)	54	2	3	4	表7 外構計画の要求事項 その他	「簡易的な侵入防止柵を設置」とありますが、防止柵の高さ、仕様、設置期間についてお示しいただけないでしょうか。又、侵入防止柵の維持管理、台風養生等は貴市にて行っていただけるとの理解で宜しいのでしょうか。	防止柵の高さは1.2m以上とします。また、設置期間は、5年程度耐えられる仕様としてください。また、日常管理は事業者負担とします。
Y139	要求水準書(案)	55	2	3	5	表8 防災施設計画の要求事項 耐震性貯水槽	受水槽の容量等は、災害時において何人の何日分の飲用水を確保するように考えればよろしいでしょうか。また、炊き出しを行うことを考慮するのでしょうか。	要求している耐震性貯水槽については、通常時は受水槽として利用しています。よって、受水槽の容量が耐震性貯水槽の容量になると考えてください。また、後段の質問について、現状は想定しておりません。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y140	要求水準書(案)	55	2	3	5	表8 防災施設計画の要求事項 共通事項	「設備の内容、条件及び数量等については、市と十分協議する」とありますが、防災対応は民間で想定することが困難です。提案にあたり市との協議はどのように実施すればよいかご教示ください。若しくは具体的要求水準をご検討頂けないでしょうか。	本公園は、災害時の物資の集積所、災害復旧活動場所等に位置づけておりますので、そのことを踏まえてご提案ください。なお、「市と十分に協議する」という文言については修正します。
Y141	要求水準書(案)	55	2	3	5	表8 防災施設計画の要求事項 災害対応トイレ	災害による上下水道の復旧における標準想定日数があればお示し下さい。	本市で想定したものはありません。
Y142	要求水準書(案)	55	2	3	5	表8 防災施設計画の要求事項 非常用電源設備	「災害復旧活動や避難活動を行うことが可能な必要負荷容量を確保すること」とありますが、災害復旧活動及び避難活動を事業者にて想定することは困難ですので、必要負荷容量については貴市にてお示し頂けないでしょうか。	要求水準書(案)61ページの自家発電設備(非常用電源)を参照ください。
Y143	要求水準書(案)	56	2	3	6	サイン計画 イ 外部サイン計画	内容について市と協議するとありますが、事業費に反映させるにはどのように考えればよいでしょうか。	サインの仕様、数量は事業者の提案事項であります。記載の内容については、事業者の具体的なご提案をもとに詳細を協議するという趣旨であります。
Y144	要求水準書(案)	56	2	3	6	サイン計画 イ 外部サイン計画	内容について市と協議するとありますが、事業費に反映させるにはどのように考えればよいでしょうか。	サインの仕様、数量は事業者の提案事項であります。記載の内容については、事業者の具体的なご提案をもとに詳細を協議するという趣旨であります。
Y145	要求水準書(案)	57	2	3	7	構造計画 ウ 基礎構造	計画敷地内の地盤調査結果(ボーリングデータ等)を頂くことは出来ますか。	貸与可能です。なお、事前にお電話等によりご連絡ください。
Y146	要求水準書(案)	58	2	3	8	基本事項	第2期以降事業に発生する設備と接続・増設について考慮するにあたり、どのような設備を、どの程度の規模で可能性を考慮すればよろしいでしょうか。また第2期以降事業に発生する設備(水、電気等)は、本施設より供給すると考えるのでしょうか。	雨水については、要求水準書(案)14ページのとおりです。なお、上水、下水(汚水)、電気に関しては、第2期以降事業と別系統としますので、本事業区域内のみの計画として下さい。設備等は更新性の優れたご提案を求めます。
Y147	要求水準書(案)	58	2	3	8	共通事項	「第2期以降事業に発生する設備と接続・増設する可能性を踏まえ」とありますが、現時点で事業者が想定するのは困難であり、提案に齟齬が生じると思料します。第2期以降事業が確定し、対象設備が明確になった時点にて対応方法・費用等含め貴市との協議とさせていただけないでしょうか。	Y146の回答をご参照ください。
Y148	要求水準書(案)	58	2	3	8	共通事項	「第2期以降事業に発生する設備と接続・増設する可能性を踏まえ」とありますが、第2期以降事業において対象となる設備についての詳細(使用容量・設置機器等)を想定することは困難ですので、2期以降事業の接続・増設については、本事業と切り離してお考えいただけないでしょうか。	Y146の回答をご参照ください。
Y149	要求水準書(案)	59	3	5	表9 電気設備の要求事項	電灯コンセント設備の欄内に「高所に設置するものについては点検用歩路・オートリフターにより保守が行いやすい計画とすること」とありますが、外灯についてもオートリフター機能つきのものとする必要がありますか。	本施設内部について記載したものでありますが、外部についてはご提案によります。	
Y150	要求水準書(案)	60	2	3	8	表9 電気設備の要求事項 受変電設備	本線-予備線引込みに関する負担金は事業者負担でしょうか。貴市にて東京電力と協議が行われていましたら、負担金額をお示しいただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。負担金額については、市で明言できませんので、回答を控させていただきます。
Y151	要求水準書(案)	60	2	3	8	表9 電気設備の要求事項 受変電設備	デマンド調整等とありますが、検討の結果デマンド契約の必要がない場合、デマンド監視及び制御は不要と考えて宜しいでしょうか。必要であれば制御負荷を御指示いただけないでしょうか。	受変電設備欄では「電気料金の削減に努めること」という主旨を述べておりますので、「デマンド調整等」はあくまで手段の一つとして例示したものです。電気料金の削減方法については事業者のご提案によります。
Y152	要求水準書(案)	61	2	3	8	表9 電気設備の要求事項 電話設備	LANが導入可能なようにとありますが空配管のみで機器及び配線は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	本事業に含まれます。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y153	要求水準書(案)	62	2	3	8	表9 電気設備の要求事項	電気時計時計設備について、子時計の表示面は、アナログ・デジタルは問わず、事業者の提案によるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y154	要求水準書(案)	63	2	3	8	表9 電気設備の要求事項	「太陽光発電システム「70kw」以上を事業者が検討・提案すること」とありますが、「70kw」以上した根拠をお示し頂けないでしょうか。	資源化センターに設置する規模等を勘案して設定したものです。
Y155	要求水準書(案)	63	2	3	8	表9 電気設備の要求事項	「太陽光発電システム「70kw」以上を事業者が検討・提案すること」とありますが、設置面積だけで500㎡以上となり、今回の施設規模に比べても過大なスペックと思料します。太陽光発電システムについては、ご承知のように費用対効果も限定されているため、規模についてご再考いただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。なお、設置場所等は提案によります。
Y156	要求水準書(案)	66	2	3	8	表12 給排水衛生設備の要求事項 消火設備	消防法上の用途区分は15項(その他用途)と考えて宜しいでしょうか。	市はスプリンクラー、放送設備は必要である施設と想定しておりますが、消防法上の用途区分は、ご提案された内容により、川越地区消防組合の判断によります。
Y157	要求水準書(案)	68	2	3	8	表12 給排水衛生設備の要求事項	熱源設備について、資格者の要否を考慮した設備内容とすることとありますが、有資格者が不要な設備内容としたほうが良いとの理解でよろしいでしょうか。	イニシャルコスト、ランニングコストの縮減を踏まえてご提案ください。
Y158	要求水準書(案)	69	2	3	8	表14 室内設備に関する要求水準	防災備蓄倉庫に空調設備を設置するとありますが、平時には使用しないエリアであり、又、災害時の電力が不足する中での空調の使用も限定的かと思われます。換気のみでも十分かと思われますがご再考いただけないでしょうか。	災害時の主となる活動支援室として考えておりますので、要求水準書(案)のとおりとします。
Y159	要求水準書(案)	69	2	3	8	表14 室内設備に関する要求水準	多目的室に空調設備を設置するとありますが、空間的にも大きく、莫大なランニングコストになることが想定され、空調設備を設置するに至った根拠についてご教示願います。	主要用途は体育室としての利用となりますが、多目的利用等も考慮したものであります。
Y160	要求水準書(案)	69	2	3	8	表14 室内設備に関する要求水準	多目的室に空調設備を設置するとありますが、空間的にも大きく、莫大なランニングコストになることが想定され、入札コストにも影響を及ぼすと思料します。又、料金設定によっては、使えば使うほど事業費を圧迫し、事業者のインセンティブも逆方向に働くこととなりかねません。多目的室の空調設備の設置についてはご再考いただけないでしょうか。	Y159の回答をご参照ください。なお、多目的ホールの空調設備等の利用料金について別途設定することは可能にします。
Y161	要求水準書(案)	69	2	3	8	表14 室内設備に関する要求水準	多目的室に空調設備を設置するとありますが、大空間の空調についてはランニングコストが大きく掛かりますので、利用者に対して施設利用料とは別途に空調利用料を設定させていただけないでしょうか。若しくは多目的室の光熱費は貴市にてご負担していただけないでしょうか。	Y160の回答をご参照ください。
Y162	要求水準書(案)	74	2	4	2	イ 工事に伴う近隣対策等	近隣とは川越市自治会連合会のなぐわし支会が属する地区とありますが、地区にある住宅戸数をご教示いただけないでしょうか。	住宅戸数の正確な数は把握しておりませんが、世帯数、人口は次のとおりです。(平成21年10月1日現在) 世帯数 12,664世帯 人口 30,616人
Y163	要求水準書(案)	74	2	4	2	建設業務 近隣対策	資源化センター関連工事等本事業敷地周辺工事にて近隣住民等と締結した工事協定があれば、本件の参考のためご開示願います。	閲覧可能にします。ただし、個人名は伏せます。なお、閲覧方法等については、入札公告時に示します。
Y164	要求水準書(案)	74	2	4	2	建設業務 近隣対策	実施方針回答にて周辺自治会および住民に対して説明会を実施しているとの記載がありましたが、説明会の記録等がございましたらご開示願います。	周辺自治会等への説明会については、実施しておりますが、その内容等を踏まえて基本計画、要求水準を作成しておりますので、開示する予定はございません。
Y165	要求水準書(案)	74	2	4	2	建設業務 その他業務	近隣対策補償費に関しては市と協議するとありますが、貴市が想定している近隣対策補償費をご教示願います。	要求水準書(案)74ページには近隣対策補償費に関して記載しておりません。
Y166	要求水準書(案)	74	2	4	2	建設業務 その他業務	近隣対策補償費に関しては市と協議するとありますが、現時点で費用を見込むことは困難なため、発生時点に貴市の費用負担にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	Y165の回答をご参照ください。なお、近隣対策補償費は事業者負担でお願いします。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y167	要求水準書(案)	75	2	4	2	ウ (イ) 市の完工確認等	市は、～報告を受け取った後、～完工確認を実施するものとするがありますが、報告受領後何日以内に完工確認を実施されるか、ご教示いただけませんか。	14日以内と考えております。
Y168	要求水準書(案)	75	2	4	2	ウ (イ) 市の完工確認等	市は、～完工確認を実施するものとするがありますが、完工確認後は、文書にて通知をいただけるかの理解でよろしいでしょうか。その場合、確認後何日以内に通知をいただけるか、併せてご教示いただけませんか。	確認結果を文書にて通知します。また、確認結果については、確認後、速やかに完工確認書又は改善措置要求を通知します。
Y169	要求水準書(案)	76	2	4	3	イ 別工事との調整	本事業の工事期間中に、本事業とは別の周辺工事があった場合、～とありますが、現時点で具体的な工事計画があればご教示いただけませんか。	外周水路工事、第2期以降の公園工事、それらに伴う付帯工事等です。
Y170	要求水準書(案)	77	2	4	4	ア 備品の調達方法	リース方式による調達の場合、事業期間終了後に市に所有権を移転する「所有権移転特約付きのリース契約」を締結していれば、市に不利益を及ぼさないと認められるとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了時に所有権を必ずしも市に移転する必要はありません。なお、市に不利益を及ぼす点に関する考え方はY173の回答をご参照ください。
Y171	要求水準書(案)	77	2	4	4	イ 備品の所有者	「～、事業者の提案により調達する備品で、リース方式により調達した備品を除き、市が必要であると認める備品については、市の所有物とし、～」とありますが、「市が必要であると認める備品」の定義が曖昧であると思慮します。市の所有でない備品は、事業者の所有となり、必要な事業期間中の償却資産税を見込む必要があることから、市が所有する備品の明確な定義をご教示下さい。	当該箇所は、下記のとおり修正します。 「～事業者の提案により調達する備品（自主事業を実施するために調達する備品を除く）は、リース方式により調達した備品を除き市の所有物とし、～」
Y172	要求水準書(案)	77	2	4	5	ア 各種申請及び手続き等	「本事業区域の敷地形状の境界確定を行うこと」とありますが、近隣境界との現状の権利関係等が不明瞭であることから、近隣対策補償費を含めて、当該業務に係る費用を提案段階で見込むことは困難です。そのため、当該業務に係る費用は、提案段階で見込んだ以上の増加費用が発生した場合は、別途市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	敷地については建築確認申請敷地の確定です。なお、近隣対策については合理的に求められる範囲については、事業者の負担とします。
Y173	要求水準書(案)	77	2	4	4	備品の設置義務	備品をリースで調達する場合に事業者が支払うリース料は、サービス購入料2に含めればよろしいのでしょうか。また、通常は物品の購入価格よりリース料総額の方が金額が大きくなるので、備品の調達をリース方式にすると入札価格が高くなりますが、そうであっても「リース方式による調達に客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと認められる場合」とは、例えばどのようなケースが想定されますでしょうか。	トレーニング機器やOA機器など、ある程度トレンド性のある、陳腐化の速い備品は、買取調達よりは、リースで調達することでトレンドに対応することが可能となると想定しております。ただし、事業者がリース会社に支払うリース代が買取調達に比べて相当程度高額となる場合は、市にとっても不利益となるため、適正なリース料であることが前提となります。そう言った意味合いから、「リース方式による調達に客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと認められる場合」としてしております。なお、サービス購入料については、入札広告時に示します。
Y174	要求水準書(案)	78	2	4	5	ウ 開業準備等	プレオープンや開業イベント、無料開放などの開業準備に要する事業者の費用は、別途市が負担されるかの理解でよろしいでしょうか。（事前に市との協議を行うとあり、ここで言う事前は落札後であるとの認識で、質問しております。）	イベント内容も含めて事業者の負担とします。なお、同日又は開館に先立ち市主催のイベントも行う予定です。市主催に係るものは市の負担とします。また、協議については、事業者の提案を基に協議するものであり、主には市が実施したいイベント等との時間的な調整を図るものと考えております。
Y175	要求水準書(案)	78	2	4	5	エ 市への本施設の引渡し	完工確認通知を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を市に移転する手続きを行いとありますが、ここで言う手続きとは何を指すか、具体的にご教示いただけませんか。（事業者が市へ引渡し、市が引渡し受領書を発行すると同時に、所有権は移転されることにならないのでしょうか。）	表示登記、所有権保存登記に係る書類作成等です。
Y176	要求水準書(案)	79	3	1	2	表17 維持管理業務区分	業務受託する構成員が業務の一部を他の構成員・協力企業に委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	業務の一部を、本事業のSPC構成員が他の構成員又は協力企業に委託することは、事前に市の承諾を得る必要がありますが、可能です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y177	要求水準書(案)	81	3	1	6	ア 総括責任者及び業務責任者	総括責任者及び各区分ごとの業務責任者について、それぞれ常駐の要否について、ご教示いただけませんか。常駐が必要な場合は、勤務時間帯についても併せてご教示いただけませんか。	業務の円滑な実施、緊急時の対応が担保される限りにおいて常駐する必要はありません。
Y178	要求水準書(案)	81	3	1	6	ア 総括責任者及び業務責任者	総括責任者及び各区分ごとの業務責任者を定めると、合計で9名もの配置が必要になりますが、総括責任者及び各区分ごとの業務責任者はいくつかを兼務しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される限りにおいてご提案によります。
Y179	要求水準書(案)	81	3	1	7	業務計画書	提出時期が「各年度の前年度9月末日までに」とありますが、修繕業務等、施設の稼働状況によって、翌年度の計画に反映させていくことで、より適切な維持管理業務ができるかと考えます。そのため、提出時期を前年度の2月末頃まで等、年度の後半にさせていただくことをご検討いただけないでしょうか。	年度後半に訂正します。
Y180	要求水準書(案)	81	3	1	7	業務計画書	事業者は「維持管理業務計画書」を各年度の前年度9月末日までに市に提出し・・・とありますが、半年以上前に作成した計画書に基づき業務を実施するとなると前年度の実績を踏まえた業務計画書ではなく、業務実施にあたり、大幅な変更が発生すると予想されます。提出期限を変更していただけないでしょうか。	Y179の回答をご参照ください。
Y181	要求水準書(案)	81	3	1	5	業務実施の基本方針	「利用者の健康被害を未然に防止すること」とありますが、貴市が想定している健康被害があれば具体的にご教示下さい。	施設の維持管理の不備から発生するハウスダスト、カビ、レジオネラ菌等に起因する症状等です。
Y182	要求水準書(案)	81	3	1	6	業務体制	総括責任者が業務責任者の一部又は全部を兼任することは可能でしょうか。	可能です。
Y183	要求水準書(案)	81	3	1	6	業務体制	総括責任者又は業務責任者が常駐する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	Y178の回答をご参照ください。
Y184	要求水準書(案)	82	3	1	9	費用負担	維持管理費用に要する費用は、光熱水費を含めて事業者の負担とするとありますが、維持管理費用はサービス購入料として入札金額に含まれているとの理解で宜しいですか。	基本的にはご理解のとおりですが、「サービス購入料の基本的な考え方(案)」の1ページに示すとおり、サービス購入料で回収いただくのは、施設利用料金収入によって回収できない維持管理業務費及び運営業務費相当となることにご留意ください。
Y185	要求水準書(案)	82	3	2	1	イ 業務の対象範囲	「防災備蓄庫は市が使用し、錠前の管理については市が行う」とありますが、室内の保守・点検(設備も含む)は事業者の業務範囲外でしょうか。又一部含まれる場合はその範囲・条件をご提示下さい。	防災備蓄庫内の清掃、備蓄物資の管理等は市が行なうこととし、その他の外装、設備等は、事業者による保守管理や清掃等、維持管理業務の対象とします。
Y186	要求水準書(案)	82	3	2	1	イ 業務の対象範囲	防災備蓄庫は維持管理業務の対象外との理解で宜しいでしょうか。	Y185の回答をご参照ください。
Y187	要求水準書(案)	84	3	2	3	ウ 要求水準	備品台帳には、事業者所有の備品を含むのでしょうか。また、備品台帳に記載する備品の基準(●万円以上の備品等)をご教示下さい。	備品台帳は、市所有の備品のみとします。備品台帳に記載する備品は、基準として取得価格が2万円以上のものとなりますが、事業者の提案備品により別途市が指示します。
Y188	要求水準書(案)	85	3	2	4	ウ 要求水準	「夜間施錠する公園出入口の管理については、市・消防等の関係機関と十分に協議を行うこと」とありますが、事業者で最終施錠を行う場合、必要な経費を見込んでおく必要があることから、提案段階で、作業分担の明確化をしていただけないでしょうか。	本事業区域内の公園出入口の施錠管理は事業者にて、2期以降事業区域内の公園出入口の施錠管理は市にて行います。公園内は夜間でも人・自転車の通行は可能としますので自動車・自動二輪車の通行に関する施錠管理とお考え下さい。本事業区域の施錠・開錠時間は事業者の運営に係わりますので事業者提案とします。夜間に緊急車両の公園内への進入が必要となる場合が考えられますので施錠管理に関する詳細は市・消防等の関係機関と十分に協議して下さい。なお、夜間の施錠管理は警備業務となりますので、当該「屋外施設保守管理業務」においては”開閉・施錠装置等が正常に作動する状態を保つ”ことを業務としてください。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y189	要求水準書(案)	85	3	2	4	ウ 要求水準	「夜間施錠する公園で入口の管理については、市・消防等の関係機関と十分に協議を行うこと」とありますが、 ①公園を施錠するのは事業者でしょうか。 ②その場合、施錠する公園の範囲は、本事業区域との理解で宜しいでしょうか。 ③その場合、施錠・開錠する時間は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。 ④施錠したにもかかわらず、公園内に人が立ち入った場合の対応は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	Y188の回答をご参照ください。
Y190	要求水準書(案)	85	3	2	8	ア 要求水準	警備業務については、構成員又は協力企業から業務委託する会社が資格を保持していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。Y176の回答をご参照ください。
Y191	要求水準書(案)	89	3	2	8	イ 業務の対象範囲	「警備業務の対象範囲は、建物の周囲、建物内部又は建物周辺等における植栽及び緑化施設等とする」とありますが、駐車場及びエントランス広場は警備業務の対象範囲外との理解で宜しいでしょうか。	駐車場及びエントランス広場等も警備業務の対象範囲としてください。
Y192	要求水準書(案)	90	3	1	8	ウ (イ) 警備方法	鍵の受け渡し、保管及びその記録を行うこととありますが、ここで言う受け渡しとは、誰から誰に、どの施設の鍵を受け渡すことを想定されておられるのか、ご教示いただけませんかでしょうか。	「鍵の受け渡し、保管及びその記録」についての記述は、有人警備を行った場合の鍵の管理についての内容です。鍵の有無及び保持者が分かるように鍵の管理を行うという主旨とご理解下さい。
Y193	要求水準書(案)	90	3	1	8	ウ (イ) 警備方法	鍵の受け渡し、保管及びその記録を行うこととありますが、104ページの庶務業務にも、本施設の鍵の管理との記載があります。両者の各業務内容の違いについて、具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	鍵の管理は、夜間(有人警備の場合)は警備業務として、昼間(営業時間内)は庶務業務として行ってください。夜間の警備を機械警備とする場合は、夜間も庶務業務として鍵を管理してください。
Y194	要求水準書(案)	90	3	2	8	ウ (イ) 警備方法	「開館時間外の出入館管理を行う」とありますが、開館時間外に出入館するのは事業者のみであり、開館時間外の事業者の出入管理を確実にを行うという理解で宜しいでしょうか。	事業者以外の出入りが無い場合はご理解のとおりです。
Y195	要求水準書(案)	90	3	2	8	ウ (イ) 警備方法	「不審者・不審車両の進入防止を行う」とありますが、本施設は都市公園内の施設であるため、不審者の判断や進入防止の措置にも限界があるかと思われます。本項の趣旨は、夜間に本施設内への不審者等の侵入を防止する(敷地内への不審者等の侵入防止は業務の対象外)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、夜間の不審な人物・車両の侵入防止ですが、本施設の建物内、建物の周囲、周辺の植栽及び緑地に加え、駐車場、エントランス広場等も対象としてください。
Y196	要求水準書(案)	90	3	2	9	イ 業務の対象範囲 ウ 要求水準	実施方針の回答において、「修繕・更新等のレベルは要求水準書公表時にお示しする予定」とありますが、具体的な記載をお示し頂けないでしょうか。	要求水準書(案)の80ページをご参照ください。
Y197	要求水準書(案)	90	3	2	9	イ 業務の対象範囲 ウ 要求水準	修繕・更新等の要求レベルについて、貴市がご懸念される部位については要求水準書において、「〇〇と〇〇の部分については、必ず〇年目に更新すること」と具体的にお示し願います。 貴市と事業者の修繕更新の考えに齟齬が生じないためにも是非ともお願いいたします。	設計建設を事業者のご提案にお任せしていることから、市が修繕更新の部位を指定することはしません。予防保全を基調とした、事業者が提案する修繕計画に基づいて実施されることを期待します。
Y198	要求水準書(案)	91	3	2	10	2期以降整備事業への協力	2期以降整備事業との整合を取るために本事業区域内で改修工事が発生する際、事業の(一部)休業等が必要になった場合の損失についても貴市にてご負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	一定のご協力は願いますが、市の事由により、合理的に休業にせざるを得ない状況になった場合、協議のうえその損失については市が負担します。
Y199	要求水準書(案)	93	4	1	3	施設利用者	トレーニング室のトレーニング機器については中学生以下の利用は認めないとありますが、15歳以上の方しか利用できないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y200	要求水準書(案)	93	4	1	3	施設利用者	年間利用者数をどの程度想定されていますか。また、未想定の場合、提案者側で設定するものと解釈しても宜しいでしょうか。	市の想定は入札公告時に公表します。なお、市の想定利用者数は参考資料として提示しますが、事業者のノウハウにより利用者数は異なることから、利用者数はあくまでも事業者にて予測していただきます。
Y201	要求水準書(案)	93	4	1	4	表18 営業日数及び営業時間の考え方	営業時間の設定は、表18の条件を満たす範囲において、事業開始後、事業者が自由に変更を決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	市と協議のうえ変更して頂くこととなりますが、市は事業者の意向を極力尊重する予定です。
Y202	要求水準書(案)	95	4	1	5	表19 各利用形態の考え方	「市事業による専用利用」において「公共的な事業」とありますが、想定している具体的な事業例をお示し願います。	現在のところ具体的な事例はありません。
Y203	要求水準書(案)	95	4	1	5	表19 各利用形態の考え方	「市事業による専用利用」において「公共的な事業」とありますが、施設利用料金の徴収・事業者がすべき業務の考え方についてご教示願います。	当該専用利用は施設利用料金の徴収対象外となります。業務内容は、基本的には一般専用利用と同様な考え方です。なお、当該専用利用は多目的ホールと会議室においてそれぞれ年10回程度の利用となります。
Y204	要求水準書(案)	96	4	1	6	ア (ア) 施設利用料金の取り扱い	その他、利用料金の減免・免除については、別途、市が決定するとありますが、減免・免除の範囲については、入札公告にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。(示されない場合、収入の見込みが立てられません。)	入札公告までには示します。
Y205	要求水準書(案)	96	4	1	6	表20 個人利用	施設料金を後日公表しますとありますが、いつ公表されるのかご教示いただけませんか。	入札公告までには示します。
Y206	要求水準書(案)	96	4	1	6	表20 個人利用	大人、高齢者、子人、幼児のそれぞれについて、該当する年齢を具体的にご教示いただけませんか。また、身障者の区分は設けず、それぞれ減免・免除の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	大人は15歳以上(中学生除く)、高齢者は65歳以上、小人は小中学生、幼児は未就学児とします。また、障がい者は、障害者手帳が発行されている者を指します。減免等については、入札公告時に示します。
Y207	要求水準書(案)	96	4	1	6	ア (ア) 施設利用料金の取り扱い	施設利用料金の公表はいつ頃を想定でしょうか。事業費を算出するに当り重要な要素となりますので出来る限り早急な公表をお願いいたします。	Y205の回答をご参照ください。
Y208	要求水準書(案)	96	4	1	6	ア (ア) 施設利用料金の取り扱い	「利用料金の減免・免除については、別途、市が決定する。」とありますが、減免・免除による通常料金との差額は市が負担するものと考えて良いでしょうか。	入札公告までには示します。
Y209	要求水準書(案)	96	4	1	6	ア 施設利用料金 施設利用料金の体系・金額	「施設の利用料金の設定については、…範囲内で事業者が提案するものとし、その提案に基づき、市が条例で定める」とありますが、条例で定める利用料金は、貴市が提示する利用料金の範囲以内であれば、事業者の提案した金額が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者からご提案された料金を承認する予定です。
Y210	要求水準書(案)	96	4	1	6	ア 施設利用料金 施設利用料金の体系・金額	貴市が条例で定める金額が貴市が提示する利用料金の範囲以内で事業者の提案した金額を下回って設定された場合、その差額については貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案との差額については協議のうえ市が負担します。
Y211	要求水準書(案)	96 97	4	1	6	ア 施設利用料金 施設利用料金の体系・金額	表20と表21の欄内に「施設利用料金について、後日公表します」とありますが、これは遅くとも入札公告時には公表されると考えてよろしいでしょうか。	Y205の回答をご参照ください。
Y212	要求水準書(案)	97	4	1	6	表21 専用利用	対象施設として、エントランス広場の記載がありませんが、別紙11に記載のとおり、エントランス広場も専用利用の対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙11については修正版を公表しております。エントランス広場は川越市都市公園条例の市の行為許可とする予定であり専用利用、個人利用という区分はありません。
Y213	要求水準書(案)	97	4	1	6	ア (エ) 施設利用料金に係る特記事項	なお、入会金の徴収は認めないとありますが、入会金を徴収しなければ、会員制を採っても良いとの理解でよろしいでしょうか。	月会費等の提案は可能です。ただし、会員のみが利用できる会員制は不可です。
Y214	要求水準書(案)	97	4	1	6	ウ その他各事業における料金	プログラム内容の充実・変更等による自主事業の料金設定の改定については、本項記載の主旨を遵守すれば事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	市と協議のうえ変更して頂くこととなりますが、市は事業者の意向を極力尊重する予定です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y215	要求水準書(案)	98	4	1	6	ウ 光熱水費の負担	「電気代、上下水道利用料金及びバックアップ燃料費については、・・・市は提案に基づいた当該費用相当の金額を事業期間にわたり支払う。」とありますが、エネルギー単価は一般的な物価指標以上の高騰の可能性があることから、入札公告時に提示される改定時期・方法での配慮をお願い致します。	改定方法については、入札公告時に示します。
Y216	要求水準書(案)	98	4	1	6	ウ 光熱水費の負担	「バックアップ燃料費（運営する場合）については、事業者が…負担する。」とありますが、定期点検及び緊急停止時に運営するか否かは事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に運営していただくことを想定しておりますが、定期点検に併せて本施設の点検やプール清掃等を実施するというご提案も可能です。
Y217	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	市は、売店及び食堂を除く～とありますが、自動販売機も除くとの理解でよろしいでしょうか。	自動販売機は売店と同様に扱います。
Y218	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	なお、売店及び食堂は～とありますが、自動販売機も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y219	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	なお、売店及び食堂は～設置管理許可を行うとありますが、設置に伴う使用料を支払う必要がありますでしょうか。その場合、使用料が必要となる範囲（食堂のホール部分は不要など）及び金額の目安についてご教示いただけませんか。	売店及び食堂の使用料は免除する予定ですが、公共施設であることから、一定期間後の営業状況を見て、協議により床使用料等の負担は求めることはあります。
Y220	要求水準書(案)	99	4	1	8	(8)業務体制（常任等の条件について）	総括責任者に求められる資格要件はないという理解でよろしいでしょうか。	特に資格は求めませんが、運営業務全体の遂行において適切に管理責任を果たしうる人材を配置いただけることを期待します。
Y221	要求水準書(案)	99	4	1	8	(8)業務体制（常任等の条件について）	統括責任者は、個別の施設の管理責任者、衛生管理者等の役割と重複して担うことは可能でしょうか。	業務の円滑な実施が担保される限りにおいて可能です。
Y222	要求水準書(案)	99	4	1	8	(8)業務体制（常任等の条件について）	「統括責任者は基本的に常駐とすること」とありますが、会議打合せや止むを得ない理由により不在となることも可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、不在となる場合の権限等の措置、対策等については講じていただく必要があります。
Y223	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	条例（案）の内容について、事前に公表していただけないでしょうか。又、議会に提出する条例（案）の内容は、事業契約締結後、協議により内容を変更することは可能でしょうか。	川越市都市公園条例の改正を行う予定です。条例改正については、事業者からご提案された内容等も鑑みて上程する予定です。
Y224	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	協定は、内容について事業者と協議を行い締結するものと思われませんが、合意に至った協定案が議会の審議にて内容変更することはないという理解でよろしいでしょうか。	上程した内容で議決できない場合等は協議します。
Y225	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	「売店及び食堂は、都市公園法第5条による設置管理許可を行う。」とありますが、売店及び食堂は、市の許可の下に事業者が設置するという趣旨でしょうか。その場合の設置費用は、事業者の提案に基づき貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	売店及び食堂は、温浴施設や温水プール等の他の主要施設と同様に事業者がPFI事業契約に基づき整備し運営しますが、公園管理者以外の者が設置管理するに当たったの根拠法として都市公園法第5条に依拠するものです。
Y226	要求水準書(案)	99	4	1	9	指定管理者制度	売店及び食堂を事業者が設置する場合、都市公園法第5条には、「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。」とありますが、事業契約期間との整合について、貴市の考えをお示し頂けないでしょうか。	十年については、許可の限度として設けられておりますが、更新を妨げるものでないと考えております。
Y227	要求水準書(案)	99	4	1	12	保険	事業者の保険内容を検討するに当たり、貴市にて加入予定の「社団法人全国市有物件災害共済会・建物総合損害共済」の付保条件について詳細をお示しただけないでしょうか。	付保条件は次のとおりです。 対象…市が所有、使用又は管理する財産 責任範囲…1火災、2落雷、3破裂・爆発、5物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、風水雪害、土砂崩れ ※対人補償・対物補償なし
Y228	要求水準書(案)	100	4	2	1	ア 総合案内・広報業務	「市民の利用が促進されるよう、積極的かつ効果的な広報、宣伝活動を行うこと」とありますが、宣伝活動の内容は事業者の裁量に委ねられ、制限等は設けられないとの理解でよろしいでしょうか。	各種法令等に抵触しない限り、制限を特に設ける予定はありませんが、公共施設として、明らかに倫理上、道義上問題があった場合には中止を求めることもあり得ます。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y229	要求水準書(案)	101	4	2	1	ア 総合案内・広報業務	「市は本施設の広報について、必要に応じて市の広報への掲載、関係各課との連携等の協力を行うものとする。」とありますが、費用についても貴市の負担でご協力頂けるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、実施の可否については市で判断します。
Y230	要求水準書(案)	102	4	2	1	イ 利用受付・許可・調整業務	エントランス広場で開催される農産物直売会等のイベント利用は、どの程度の頻度で開催される想定でしょうか。またイベント開催に伴う費用、イベント利用者間のトラブル等の対応はイベント主催者の責任のもと実施されるの理解でよろしいでしょうか。	頻度は不明ですが、臨時のイベントとして実施されると想定しております。また、イベント開催に伴う費用及びトラブル対応については、ご理解のとおりです。
Y231	要求水準書(案)	105	4	2	2	ア (イ) ア) 管理体制の整備	管理責任者、衛生管理者、監視員、救護員について、常駐の要否(要の場合は勤務時間帯も)、並びに兼務の可否(監視員と救護員の兼務は可との記載あり)について、それぞれご教示いただけませんか。	管理責任者及び衛生管理者は業務の円滑な実施を妨げないことを前提に常駐する必要はありません。監視員、救護員は常駐とし、ご提案の営業時間中は必要な人数は必ず持ち場にいることとしてください。また、兼務については、要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される限りにおいてご提案によります。
Y232	要求水準書(案)	109	4	2	2	イ (イ) 要求水準	指導員について、常駐の要否(要の場合は勤務時間帯も)、並びに他の業務との兼務の可否について、それぞれご教示いただけませんか。	常駐とし、ご提案の営業時間中は必要な人数は必ず持ち場にいることとしてください。また、兼務については、要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される限りにおいてご提案によります。
Y233	要求水準書(案)	105	4	2	1	カ 庶務	拾得物、遺失物の保管期間をお示しください。	原則は遺失物法に則り対応してください。なお、詳細については県警等関係機関に相談のうえ対応してください。
Y234	要求水準書(案)	105	4	2	2	ア 温水プール管理業務	管理責任者、衛生管理者等は、常任の担当者を配置すれば、常駐させる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	Y231の回答をご参照ください。
Y235	要求水準書(案)	109	4	2	2	イ トレーニング室管理業務	講習終了の確認には、カードによらない方法もあるかと思われませんが、事業者の提案により変更することも可能でしょうか。	可能です。
Y236	要求水準書(案)	110	4	2	2	(イ) ア) 管理体制の整備	管理責任者、衛生管理者について、常駐の要否(要の場合は勤務時間帯も)をご教示いただけませんか。	業務の円滑な実施を妨げないことを前提に常駐する必要はありません。
Y237	要求水準書(案)	110	4	2	2	ウ 温浴施設管理業務	温浴施設の管理責任者及び衛生管理者の業務内容は、温水プール管理業務の管理責任者、衛生管理者の業務内容に順ずると考えてよろしいでしょうか。その際、資格要件等はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり業務内容については、温水プール管理業務に準ずるものとしてください。なお、資格要件については、特段問いません。
Y238	要求水準書(案)	111	4	2	2	エ 休憩室管理業務	「自由利用であることから、利用上の注意事項を・・・」とありますが、不適切利用の防止の観点より、より拘束性の高い規則とし、場合によっては利用を断れるようにすることは可能でしょうか。	公共施設の公平性を保つたうえで可能です。
Y239	要求水準書(案)	112	4	2	2	オ 駐車場管理業務	駐車場管理の業務範囲は本事業区域内との理解で宜しいでしょうか。	本事業区域のみを対象としておりますが、駐車場等の出入り等に危険がある場合の整理員の配置、明らかに本施設が原因となっている違法駐車等については事業区域外であっても注意喚起等は必要です。
Y240	要求水準書(案)	112	4	2	2	オ 駐車場管理業務	「駐車場の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止できるよう考慮する」とありますが、注意喚起の掲示等の善管注意義務を果たしていれば、事故等に際して事業者の責にはならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、掲示等による注意喚起に留まらず、死角のない設計や防犯カメラの設置等を期待します。
Y241	要求水準書(案)	112	4	2	2	オ 駐車場管理業務	「周辺の違法駐車を防止するため利用者への啓発、注意等の必要な措置を講じる」とありますが、注意喚起の掲示等の善管注意義務を果たしていれば、違法駐車に際して事業者の責にはならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、掲示等による注意喚起に留まらず、利用者の違法駐車等が認められる場合は、館内放送等により適正駐車を促すなどの措置を講じることを期待します。
Y242	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア (イ) ア) プール施設に各種教室の実施	ア (イ) ア) プール施設に各種教室の実施とありますが、「プール施設における各種教室の実施」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。入札公告時に訂正いたします。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y243	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア (イ) ア) プール施設に各種教室の実施	教室の時間を30分として実施した場合でも、週6時間は実施するとありますが、この場合は30分を12コマ以上実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求事業の実施時間は計6時間以上とします。
Y244	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア (イ) イ) トレーニング室(スタジオ)における各種教室の実施	教室の時間を30分として実施した場合でも、週18時間は実施するとありますが、この場合は30分を36コマ以上実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y245	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア (イ) イ) トレーニング室(スタジオ)における各種教室の実施	トレーニング室(スタジオ)における各種教室とありますが、トレーニング機器を設置するトレーニング室での教室は、実施不可であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y246	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア 要求事業	要求事業のプログラム内容に関する規定、要求水準は別段ないとの理解で宜しいでしょうか。	「幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、馴染みのない人でも気楽に参加でき、楽しみながら健康づくり・体力づくりが可能なプログラム」を企画いただけることを期待します。
Y247	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア 要求事業	要求事業のプログラム内容に関する市の承諾は特に必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の企画内容をもとに承認する予定です。
Y248	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア 要求事業	供用開始後、要求事業のプログラム内容を変更する場合、変更は事業者の裁量で自由に行えるでしょうか。	合理的と認められるものであれば、事業者の企画内容をもとに承認する予定です。
Y249	要求水準書(案)	113	4	2	4	ア 要求事業	「幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に」とありますが、例えば、幼児向けのプログラムを用意したにもかかわらず、応募者が小数に限られた場合、幼児向けプログラムを廃止することは可能でしょうか。	需要が無いなど合理的な理由があれば、協議のうえ実施しないことも可能です。
Y250	要求水準書(案)	114	4	2	4	ア (イ) イ) トレーニング室(スタジオ)における各種教室の実施	(スタジオで個人利用という区分を設けない場合においても表18の料金を参考とすること)とありますが、表20の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	表20の誤りです。入札説明書で訂正いたします。
Y251	要求水準書(案)	114	4	2	4	表23 自主事業実施方針(概要)	実施場所にトレーニング室(スタジオ)とありますが、トレーニング機器を設置するトレーニング室での自主事業は、実施不可であるとの理解でよろしいでしょうか。	Y245の回答をご参照ください。
Y252	要求水準書(案)	115	4	2	5	送迎バス運営業務	「事業者の利用者想定等を踏まえた提案をすること」とありますが、駐車場管理も含めて、本施設の利用者ではなく、公園全体の利用者数を想定することが必要になると思料いたします。つきましては、市が想定している公園全体の想定利用者数を事前に公表していただけないでしょうか。	なぐわし公園基本計画においては、都市公園利用実態調査により、利用者数の推計をしており、本公園の平均日利用者数は、休日1,058人・平日804人と推定しております。
Y253	要求水準書(案)	115	4	2	5	送迎バス運営業務	送迎バスに関して、市が想定されている仕様(マイクロバス、大型バス等)をあらかじめお示しいただけないでしょうか。	十数人程度が乗車可能なマイクロバス程度を想定しております。なお、Y110の回答をご参照ください。
Y254	要求水準書(案)	115	4	2	5	送迎バス運営業務	バスの調達は、所有またはリース方式どちらでも良いとのことですが、所有の場合、所有者は、市になるとの理解で宜しいでしょうか。	市はリース若しくは委託等を想定しておりますが、所有した場合はご理解のとおりです。
Y255	要求水準書(案)	115	4	2	5	送迎バス運営業務	送迎バスの運行にあたっては、施設利用以外の目的でバスを利用されるケースが懸念されます。大きく捉えると、①本施設以外の本公園施設利用に伴うバス利用、②その他通勤等に伴う交通手段として的一般利用、に分類されると想定しておりますが、これらの利用に対する貴市の見解及びこれら利用者に対するリスク(事故時など)についての見解をお示しください。	バスについては、本施設利用者の利便性を図ることが前提であると考えておりますので、事業者で対処方法等をご提案ください。
Y256	要求水準書(案)	115	4	2	5	イ 要求水準	送迎バスは、要求水準を満たしていれば、本事業専用のバスである必要はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準が満たされており、提案内容が、事業期間中継続する担保等の措置がなされていけば可能です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y257	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	物品販売業務及び飲食提供業務は独立採算とし、事業者は～負担し運営することとありますが、使用料の記載がありませんので、施設は無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。もし、有償の場合は、使用料が必要となる範囲(食堂のホール部分は不要など)及び金額の目安についてご教示いただけませんかでしょうか。	Y219の回答をご参照ください。
Y258	要求水準書(案)	116	4	2	6	物品販売、飲食提供業務	「ウ備考」の箇所に事業者が負担する費用として人件費、食材費、消耗品費及び光熱水費が挙げられていますが、これら以外の厨房機器・備品(貴市が初期投資で購入するもの)の使用料や建物床面積割の賃料は事業者が負担する費用には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	Y219の回答をご参照ください。
Y259	要求水準書(案)	116	4	2	6	ア物品の販売	物品の販売について、「店舗を設置しての販売を義務付けるものではない。」とありますが、「店舗の設置」は加点対象になるのでしょうか。	店舗設置の如何については評価対象とはしませんが、本施設の利用者及び公園利用者の利便性を考慮した形態のご提案を期待します。
Y260	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	物品販売と飲食提供業務に関わる床使用料の記述がありませんが、無償により使用できると考えてよろしいでしょうか。	Y219の回答をご参照ください。
Y261	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	食堂の厨房機器や什器備品も施設整備(サービス対価)に含まれていますが、その修繕・更新も業務範囲内に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務として行ってください。
Y262	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	物品販売と飲食提供業務に関わる光熱水費は事業者負担とありますが、空調や温水用の熱源等に資源化センターよりの余熱の一部を利用することは可能でしょうか。	資源化センターからの余熱を利用することなく、独立採算でお願いします。
Y263	要求水準書(案)	116	4	2	6	ア物品の販売	「スポーツ用品以外の物品販売については、事業者の任意で提案し、市と協議の上、運営する」とありますが、貴市と協議する内容は、販売する商品の種類等に関することとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y264	要求水準書(案)	116	4	2	6	ア物品の販売	スポーツ用品の販売に関しては、貴市との協議は不要との理解で宜しいでしょうか。	本施設及び本公園で必要なスポーツ用品に訂正します。協議が必要です。
Y265	要求水準書(案)	116	4	2	6	イ飲食の提供	飲食物を、本施設内の食堂以外の場所にも提供することは可能でしょうか。	休憩室に提供することは可能です。
Y266	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	食堂の調理器具・什器備品等、初期投資にて整備する厨房機器の仕様は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y267	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	初期投資にて整備する食堂の厨房機器等、什器備品等の修繕更新費については貴市より支払われるサービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「サービス購入料の基本的な考え方(案)」の1ページに示すとおり、サービス購入料で回収いただくのは、施設利用料金収入によって回収できない維持管理業務費及び運営業務費相当となることにご留意ください。
Y268	要求水準書(案)	116	4	2	6	ウ備考	食堂及び物販の施設及び厨房機器は、事業者が無償にて使用できるとの理解で宜しいでしょうか。施設の立地条件等を鑑み、事業期間内のサービス継続を考慮すると、無償での貸与をお願いいたします。	Y219の回答をご参照ください。
Y269	要求水準書(案)	117	4	2	7	ウ災害時の対応	災害拠点として本施設を提供した場合、収入減となった場合の営業補償や水光熱費等の増加費用については、別途市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	災害時の場合のため、不可抗力リスクとしての対応となります。したがって、営業補償はいたしません。災害対応のための光熱水等の使用にかかる費用は市の負担となります。
Y270	要求水準書(案)	117	4	2	7	その他の運営業務	本事業施設及び公園内の喫煙の可能性についてどのようにお考えでしょうか。公共性が高く、施設の主要目的が健康増進であることより、施設内は全館禁煙かと思われませんが、施設外の駐車場、各種広場、園路などについても貴市の方針をご提示ください。	川越市路上喫煙の防止に関する条例等を踏まえ、禁煙としてください。ただし、喫煙者に配慮し喫煙場所は必要です。故に喫煙箇所を別途設ける必要があります。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y271	要求水準書(案)	117	4	2	7	ウ 災害時の対応	本項目で貴市が事業者に求めている主旨は災害の発生の際に本施設利用者を安全に避難誘導できるような体制を構築し、対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y272	要求水準書(案)	117	4	2	7	ウ 災害時の対応	「災害発生の対応マニュアル」には施設外からの避難者の受け入れや避難指示、救護活動、物資の配布等は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本施設を市で利用する場合の施設の引き渡し等については、運営開始前までに別途協議します。また、災害時等に係る費用等については適正な金額を市の負担とします。ただし、市の体制が整備される前などは、ご協力を求めることはあります。
Y273	要求水準書(案) 別紙 2. 利用方法等の考え方					自主事業	◆自主事業の枠決めについて ○自主事業の枠決め(例・プール12回/週)については、公共性を重視した一般利用者との調和を考えたものであると考えております。ただ枠の幅(回数)が少ないことにより、事業運営の幅が狭くなり、事業者の力が発揮できないものになりかねません。事業者の提案による枠組みを考慮戴けないでしょうか。(収益の減少) *各施設について(プール・トレーニング・多目的室)	枠については、別紙11のとおりとします。
Y274	別紙3 建築制限区域					建築制限区域	建築制限区域について、「※詳細は東京電力(株)・電源開発(株)に確認すること」「事業の計画にあたっては個々に確認すること」とありますが、敷地条件として事業の根幹にかかわる事項のため、応募者が個別に確認するのでなく貴市にて条件としてお示しいただけないでしょうか。	入札公告時の要求水準書の内容で提案書が作成できない場合は、個別に確認してください。
Y275	別紙7 各室の設定照度					各室の設定照度	記載されている照度については、参考数値であり、明視性が維持できれば、照度については事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	必要照度の設定は変更します。記載する照度については必要照度とします。
Y276	別紙9 設計図書一覧	1				基本設計図書	要求水準書(案)72ページに、「建築」は「総合(意匠)」～「昇降機設備」に区分することとありますが、当該別紙9に記載の内容(区分)と相違があるように見受けられます。両者の整合性について、ご教示いただけませんか。	別紙9を基に本文を修正します。
Y277	別紙9 設計図書一覧	2				実施設計図書	要求水準書(案)72ページに、「建築」は「総合(意匠)」～「昇降機設備」に区分することとありますが、当該別紙9に記載の内容(区分)と相違があるように見受けられます。両者の整合性について、ご教示いただけませんか。	別紙9を基に本文を修正します。
Y278	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方	2	2			利用方法等の考え方	利用枠欄に記載されている「コマ」とは、1コマ1時間を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、利用者の入退室、利用の準備・片付け等の時間も含むものとします。
Y279	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方	2				2. 利用方法等の考え方	温水プールの利用枠の欄内に、専用利用の空間枠は何れも「コースの1/2以内」とありますが、これは、個人利用優先の為に常にコースの1/2を空けておくという主旨と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y280	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方					利用の優先度	利用の優先度1~4の考え方についてお示しいただけないでしょうか。	当該施設で最も優先する利用形態を1とし、以降昇順で優先順位をつけています。例えば、スタジオでは「事業者専用利用・要求事業（利用の優先度1）」が最も優先されるので、利用者が参加しやすい曜日・時間帯の利用枠を当該利用が確保できます。次いで「事業者専用利用・自主事業（利用の優先度2）」が、「要求事業」で埋まった18コマの利用枠外で、18コマ確保できます。「一般専用利用」は優先度3なので、「要求事業」「自主事業」で埋まった枠外で利用の予約を受け付けることとなり、さらに利用枠に余力があるならば、優先度4の個人利用を許可することとなります。
Y281	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方						「許可しない場合」に該当しない利用形態であっても、事業者の判断により利用を許可しないことがあってもよろしいでしょうか。それとも事業者は、「許可しない場合」に該当しない利用申請であれば利用を拒否できないのでしょうか。	別紙12の許可をしない場合は、一般的な項目を大枠として示したものでありますので、拒否する事例については、いずれかに該当するものであると考えております。また、原則として正当な理由が無い限り、利用を拒否することはできませんし、不当な差別的な扱いを行うことはできませんので、それを勘案して許可していただくこととなります。
Y282	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方						一般専用利用の各項目に、「各種団体」とありますが、具体的にどのような団体をお考えかお示しいただけないでしょうか。	学校や市民のスポーツ愛好会等の団体利用を想定しておりますが、現段階で具体的に決まっているものではありません。
Y283	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方						自主事業のインセンティブ付与のためにも、利用の時間枠の設定について貴市と協議の上事業性のある時間帯への設定の配慮をいただけるものと考えて宜しいでしょうか。	一般利用者の利用を著しく阻害しない場合以外は、協議に応じる予定です。
Y284	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方	4				多目的ホール SPC以外がイベント等のための専用利用	事業者が、事前に市及び利用希望者とイベント内容について協議を行い、協議を経て貴市が行為許可を出した利用者に対し、事業者が利用許可を行うとの理解で宜しいでしょうか。	市が行為許可を出す際は、事前に事業者と協議を行う予定でおります。したがって、行為許可と利用許可は同様な考えの下行われるものであり、市が行為許可を出した利用者には、事業者は利用許可を行なうものと考えます。
Y285	別紙11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方	4				多目的ホール SPC以外がイベント等のための専用利用	「事業者（SPC）は、前項の考え方に沿って、多目的ホールの利用許可を行う」とありますが、前項とはどの部分を指しますか。貴市が行為許可を出した利用者に対して、事業者の判断で利用許可を行わないことも可能でしょうか。	別紙11の1ページ「1. 利用許可しない場合の考え方」を指します。市が行為許可を出す際は、事前に事業者と協議を行う予定でおります。したがって、行為許可と利用許可は同様な考えの下、行われるものであると考えております。
Y286	別紙12 公共施設予約システムについて	2	4			市事業による専用利用の扱いについて	「年間10日間の範囲においては無料で事業を実施することができる」とありますが、 ①それぞれの施設について10日間使用するのでしょうか。 ②10日間全て使用するのでしょうか。それとも10回（10コマ）利用するのでしょうか。	それぞれの施設について10日間先取りできるものとします。詳細は入札公告時に示します。
Y287	別紙12 公共施設予約システムについて	1	1	2		公共施設予約システム	設置に係る配線工事及び費用の区分について表中に「本施設等」とありますが、これは要求水準案2ページの定義にある「外構部分を含めた諸施設」であり、具体的には、本事業区域内は事業者、区域内にいたるまでは貴市により実施・負担されるものと考えてよろしいでしょうか？又、その際の接続に関する方法等（電柱？）についてご提示下さい。	ご理解のとおりです。また、後段については電柱に共架する予定です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y288	サービス購入料の基本的な考え方(案)	1	1			サービス購入料の考え方と仕組み	なお、実際の施設利用料金収入が、提案された収入を大きく上回った場合の市への還元方法とありますが、水光熱費は提案時の量からの増減が認められておらず、収入が増えた場合は水光熱費も増加します。しかるに、収入が増えたことで市に還元するのであれば、コスト増を許容したまま収入の一部を還元することになり、事業者に着しく不利な条件になりかねません。従って、収入増はすべて事業者が享受できる立付けとしていただき、事業者が利用者の増加を目指しやすいよう、事業者のインセンティブとしていただけませんか。	光熱水費に対するサービス購入料は、3年毎に実績を踏まえて市と事業者の協議のうえ見直しすることとします。また施設利用料金収入が提案額を大きく上回った場合の還元については、「利益相当額」を対象と考えており、コスト部分まで割り込んでの還元は想定しておりません。詳細については、入札公告時に示します。
Y289	サービス購入料の基本的な考え方(案)	1	1			表6 温水プール付属所室 (自動洗浄用シャワー)	施設利用料金収入が、提案された収入を大きく上回った場合の市への還元方法を検討されていますが、採決されると、事業者のモチベーションを大きく、下げるものと言えます。採用されないよう願います。もし、採用されるなら、下回った場合の事業者へのサービス購入料の増加を行い、市および事業者双方がリスクを分担する事業であるべきです。	Y288の回答をご参照ください。
Y290	サービス購入料の基本的な考え方(案)	1	1			サービス購入料の考え方と仕組み	「第4運營業務に係る要求水準 1総則～」とありますが、「1基本要件」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「第4運營業務に係る要求水準 1基本要件 (6)料金について イその他各業務における料金について」の誤りです。入札公告時に訂正いたします。
Y291	サービス購入料の基本的な考え方(案)	1	1			サービス購入料の考え方と仕組み	なお、実際の施設利用料金収入が、提案された収入を大きく上回った場合の市への還元方法とありますが、適切なリスク分担の観点から、上回った場合の還元をするのであれば、下回った場合の一定の支援をしていただけませんか。	Y288の回答をご参照ください。
Y292	サービス購入料の基本的な考え方(案)	1	1			サービス購入料の考え方と仕組み	市の想定する利用者予測は公表されるのでしょうか。温水プール、トレーニング室、スタジオ、温浴施設について、大人、高齢者、小人の利用者予測の公表をお願いします。事業費を算定するに当たり重要な指標になると思料します。	市の想定する利用者予測は、参考資料として入札公告時に公表いたしますが、各事業者の利用者予測に基づいてご提案ください。各室毎又は年齢毎の利用者予測については公表予定はありません。
Y293	サービス購入料の基本的な考え方(案)	2	1			サービス購入料の考え方と仕組み	変動費及び固定費の区分について、貴市のお考えの変動費の費目、固定費の費目をそれぞれ具体的に示し願います。	変動費相当として、フロントの人件費、プール等の監視員人件費、消耗品費、シャワー利用水費、固定費相当として、統括責任者や業務責任者、管理責任者等マネージャー人件費、プール水・浴槽水費、環境衛生管理費、トレーニング機器リース料、送迎バス運行経費、広告費、什器備品メンテナンス費、施設及び設備の保守管理費等を想定しています。ただし、変動費・固定費の区分については、事業者のビジネスモデルにより異なるものと考えており、市の想定区分に固定するものではありません。
Y294	サービス購入料の基本的な考え方(案)	2	1			サービス購入料の考え方と仕組み	自主事業収入(参加料から施設利用料金を差し引いた収入)とありますが、この場合の差し引かれた施設利用料金は、収入の部の施設利用料金収入(黄色の部分)に加え、事業者の収入にカウントするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y295	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	2			サービス購入料の構成	表の内容欄中、事業者(SPC)の利益についての記載がありませんが、サービス購入料1～5及び公租公課のいずれに含めるかは、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y296	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	2			サービス購入料の構成	「サービス購入料1」の「備考」欄に記載のある「施設整備費(初期投資)」に含まれるものの範囲を明示していただけますでしょうか。	実施設計費、施設工事費(建築・設備)、外構工事費となります。
Y297	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	2			サービス購入料の構成	サービス購入料2の「備考」欄の中で、「保存登記は市が行う」とありますが、建物の表題登記も貴市が行い費用もご負担いただくことになりませんか。	表示登記、所有権保存登記は市で行いますが、書類作成等については業務範囲です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y298	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	2			サービス購入料の構成	国庫補助対象及び起債の対象となる施設整備の費目の詳細については提案書式にて明確化されるとの理解でよろしいでしょうか。その費目に記載した70%が国庫補助対象及び起債の対象額になるとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計、施設工事費(建築・設備)、外構工事費の総額のうち70%以上を国庫補助金、起債で調達し、サービス購入料1として事業者に支払う予定です。
Y299	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	3	1		サービス購入料1	工事年度1年度末(平成23年3月末)時点で工事は殆ど未着工と想定されますが、設計料をお支払いいただくと考えてよろしいでしょうか。	各年度の実実施設計、施設工事(建築・設備)、外構工事の出来高に相応する費用の範囲で、市が調達できる金額を支払う予定です。したがって、一年目末時点で完成(終了)しているものが設計のみであれば、実施設計に係る費用で市が調達できる金額(起債額等)をお支払いする予定です。
Y300	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	3	1		サービス購入料1	工事年度1年度目及び2年度目は出来高払いとなっておりますが、各々3月末時点の出来高の確認を実施すると理解でよろしいでしょうか。また、確認後、何日以内に入金いただけるものと考えればよろしいでしょうか。	3月末の出来高確認を行い、市で調達できる(国庫補助金、起債)分を支払う予定です。支払は5月末日までとします。
Y301	サービス購入料の基本的な考え方(案)	3	3	1		サービス購入料1	施設引渡し後の支払い額については、平成24年6月末引渡し、平成24年7月末までの支払い(入金)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y302	サービス購入料の基本的な考え方(案)	5	2			サービス購入料の構成	サービス購入料5は維持管理期間中各回均等額を提案することになりますでしょうか。実際の光熱水費が変動しても、サービス購入料5の金額は変動しないのでしょうか。	サービス購入料5で支払う光熱水費はプールや温浴施設の規模に規定され、利用人数の増減では変動しない分を支払うことを想定しています。また光熱水費は利用者数の多寡によって影響を受ける変動部分は、利用料金にて回収していただくことを想定しております。なお、サービス購入料5の支払いについてはY288の回答をご参照ください。
Y303	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	(1)		サービス購入料1	2年度目末(平成24年3月末)までの出来高が70%以上となった場合には、2年度目末には70%までの金額が支払われ、平成24年7月には何の支払いもないことになるのでしょうか。	各年度の実実施設計、施設工事(建築・設備)、外構工事の出来高に相応する費用の範囲で、市が調達できる金額をお支払いする予定です。したがって、事業者の工事工程及び市の調達額等により、年度毎の支払い金額は変化しますが、最終的にはこれら工事費総額の70%以上の金額を一括払い分として支払う予定です。なお、サービス購入料1については、入札公告時に全体像を整理示します。
Y304	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	(1)		サービス購入料1	補助金及び起債の合計金額が施設整備費の70%を上回るとしたら、大体の範囲でどの程度上回ることが想定されますでしょうか。80%程度までを想定すればよろしいでしょうか。それとも100%ということもあり得るのでしょうか。	サービス購入料1の支払方法はY303の回答をご参照ください。したがって、サービス購入料1の対象施設の中に補助対象外、起債対象外等がありますので、100%とはなりません。
Y305	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	(1)		サービス購入料1	補助金及び起債の合計金額が施設整備費の70%を上回った場合は記載されていますが、下回ることはないのでしょうか。もし下回った場合はサービス購入料1もそれに合わせて減額されるのでしょうか。	補助金及び起債の合計額が施設整備費の70%を下回った場合は、市の一般財源を補填し70%となるように調整する予定です。
Y306	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	1		サービス購入料1	なお、～施設整備費相当の70%を上回った場合には、～支払うとありますが、70%を下回った場合は、別途市が不足分を負担する等により、当初の予定どおり70%がサービス購入料1として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Y307	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	2		サービス購入料2	市は、～事業者が当該サービス購入料を売上一括処理することを前提に、施設引渡し時点の消費税率を用いるものとすると思いますが、事業者が売上をサービス購入料2を受領した都度売上処理する場合は、消費税率はその都度の税率が用いられて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	施設引渡し時点の消費税率とするために、売上一括処理をお願いするものです。
Y308	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	(1)		サービス購入料1	国庫補助金の受給額は「事業契約を締結を予定している平成22年6月頃」に確定する見込みとのことですが、受給額が決定された後に事業契約は締結されるものと理解してよろしいでしょうか。	本契約に移行するのは受給額が確定した後となる予定ですが、仮契約の締結は受給額が確定する前となります。なお、国庫補助金の額に係らず、実施設計、施設工事費(建築・設備)、外構工事費の総額の70%以上をサービス購入料1として支払う予定です。

■要求水準書(案)等

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Y309	サービス購入料の基本的な考え方(案)	6	3	(1)		サービス購入料 1	補助金及び起債金額の合計額が、施設整備費(初期投資)を下回るということはあるのでしょうか。もし「ある」ということであれば、その場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。	国庫補助金及び起債で、対象となる施設整備費(Y296の回答を参照ください。)の70%を調達できない場合でも、一般財源等で補填し70%は支払う予定です。
Y310	サービス購入料の基本的な考え方(案)		1			サービス購入料	◆利用料金収入が、提案された収入を大きく上回った場合の市への還元方法等といった記述について ○事業全体の運営については、収入と支出(コスト)のバランスを見極めて事業を運営することになります。収入が大幅に増加した場合であっても運営に係るコストの増額も考えられます。従いまして、市への還元については 収入と支出の差額(利益)が出た場合に、その還元を考えるものとした理解でよろしいでしょうか。	Y288の回答をご参照ください。
Y311	要求水準書(案)特定項はありません					なし	◆運営事業リスクについて ○水光熱費について・・・縮減施策による経費の圧縮をした場合に於いても様々な要因により予算を上回った場合、市での費用の補填・負担については配慮いただけるのでしょうか。 ■想定以上の利用者の増員により予算を上回った場合(収入の増加分で賅えない) ■水・電気・ガス代等の価格上昇による場合 *予算を下回った場合の精算(縮減費用を差引いて)制を導入する考えがあるのかどうか。	市が支払うサービス購入料5は、基本的には電気料金・水道料金等の改定による見直しを除き、事業者からの各期のご提案額をお支払いします。したがって、利用者増に伴う光熱水費負担増は利用料金等により事業者側で吸収いただくことを期待するとともに、予算を下回った場合の精算も行いません。なお、Y288の回答に示したとおり、3年毎に実績を踏まえ、市と事業者との協議のうえ見直しいたします。
Y312	要求水準書(案)特定項はありません					なし	○住民ニーズの変化等によるリスクについて配慮いただけるのでしょうか。 ■入場者実績が当初想定を大幅に超えた場合、下回った状況が生じた際に、入場者実績と連動したサービス購入費の定期的な基準見直しを行っていただけるのでしょうか。	サービス購入料の見直し(物価によるものは除く)は考えておりません。市としては、サービス購入料は利用者数の増減に係らず固定的にかかる費用相当に見合う額となることを想定しています。また、万一、需要リスクが顕在化した場合は、自主事業での収益が一定の緩衝機能を果たするものと想定しております。
Y313	要求水準書(案)特定項はありません					なし	■運営履行期間中、周辺地域に商業施設・類似施設の建設等の要因により入場者の減少する状況が生じた場合、これに対応できる仕組みを考えていただけるのでしょうか。 *以上については、事業者自らの費用・責任で対応することは不可能な事項となります。現段階での要求水準で求められる事業範囲を超える事項について対応できる契約条項を設定していただけるのでしょうか。	事業環境が提案時から大きく変化した場合は、市と事業者との協議の場を設けるなど、対応できる仕組みを設けません。
Y314	要求水準書(案)自動販売機の設置について					なし	◆自動販売機設置について ■自動販売機の設置は可能でしょうか。	可能です。
Y315	要求水準書(案)自動販売機の設置について					なし	■行政財産使用料は㎡単価はいくらでしょうか。	使用料を徴収する場合の算定方法は下記のとおりとなります。 ■月額 建物価格(円)×6/1000+土地価格(円/㎡)×建築面積(㎡)×3.5/1000×使用面積(㎡)÷延床面積(㎡)+その他必要経費等
Y316	要求水準書(案)自動販売機の設置について					なし	■自動販売機の収入については 運営収入に積算するのでしょうか。独立採算(売店・食堂)の積算にするのでしょうか。	売店・食堂の収入としてください。
Y317	大規模修繕の市の負担について					なし	◆大規模修繕について ■市の大規模修繕の計画がないようですが、万が一必要になった場の修繕費用の負担をして頂ける仕組みを考えてはいるのでしょうか。	現状、運営期間中に大規模な修繕が必要になることは想定しておりません。